

エクスペクティションズ(期待される状態) 日本版

入国管理局被収容者の取り扱いと状況を評価するための基準(案)

2015 年 10 月

目次

目次	1
序文	3
施設の健全性についての基準	5
施設の健全性についての基準	6
セクション 1:安全	8
護送車及び移動	9
収容初期	11
いじめ及び暴力の減少	13
自傷行為及び自殺の防止	14
安全保護(リスクある成人の保護)	16
子どもの安全保護	18
保安	19
報償制度	20
実力行使及び単独隔離	21
法的権利	23
案件管理	25
セクション 2:尊厳	27
居住ユニット	28
スタッフと被収容者の関係	31
平等及び多様性	32
信仰及び宗教活動	37
苦情	39
医療部門	41
薬物等の濫用	48
サービス	50
セクション 3:活動	52
活動	53
セクション 4:送還及び解放への準備	55
福祉	56
面会	57
コミュニケーション	59
送還及び解放	60
セクション 5:短期収容施設	62
活動	80
送還及び解放への準備	81

セクション 6:海外への護送	83
安全	84
尊厳	87
再統合に向けた準備	90
セクション 7:家族の収容	91
安全	92
尊厳	105

序文

英国王立刑事施設視察委員会 (Her Majesty's Inspectorate of Prisons。以下「HMIP」) が 2012 年 9 月に発表した入管収容施設向けの Expectations^{*1} を参考に作成した、日本における入国者収容所等の視察のために用いるべき基準の案である。

東京弁護士会外国人の権利に関する委員会のメンバーを中心に、2012 年 11 月と 2014 年 3 月に英国の入管収容施設の視察を行った。そこで、収容施設における被収容者の処遇に天地ほどの差があることに、視察メンバー全員が驚嘆した。^{*2}

このような差をもたらしている大きな要因が、収容施設に対する視察の在り方にあることは疑う余地がない。英国においては、HMIP が、収容施設を所管する英国国境庁からは独立した機関として、専従スタッフによる徹底的な視察を行っている。HMIP の入国管理局収容施設チームのリーダー、Hindpal 氏は、日英のあまりの違いに驚く私たちに、「(被収容者は) 正門から出る以外はできるだけ自由を保障すべきである。」という基本理念を説明してくれた。

そして、視察をするための手順書と、Expectations と題した詳細な視察基準を作成していることも、日本との大きな違いである。

日本の収容施設における処遇の状況を、「正門から出る以外はできるだけ自由であるべき」という、当たり前の理念に近づけるためには、日本の入国者収容所等視察委員会の視察活動を、英国のそれに近づけることが最も有効である。

そして、2014 年 6 月 5 日の参議院法務委員会で、糸数慶子議員が、英国の Expectations に言及し、「日本の視察委員会にはこのような視察の基準があるのでしょうか。もしなければ、このような基準を策定する予定がございませうでしょうか。」と質問したのに対し、政府参考人の榊原一夫（当時の法務省入国管理局長）は、「英国におきまして委員御指摘のような文書が作成されていることについては承知しておりますが、視察を受ける立場の入国管理局においてそのようなものを作成することが適当であるのかなどについては慎重な検討を要するものと考えております。もっとも、英国の文書で求められているような施設の備えるべき基準につきましては、我が国にも当てはまるものと思いますので、それらをも適宜参考にしながら収容施設における処遇の在り方を検討してまいりたいと考えております。」と答弁した。

そこで、法務省入国管理局長が「我が国にも当てはまる」としている英国の Expectations をベースに、日本の法制度に沿う形で策定したのが、本基準案である。

英国の Expectations は、主に国連規則等を参照文書として掲げており、これらはそのまま日本でも妥当する。また、欧州人権裁判所の判例もいくつか参照として挙げられている

^{*1}<http://www.justiceinspectorates.gov.uk/prisons/wp-content/uploads/sites/4/2014/02/immigration-expectations.pdf> 2015 年 9 月 16 日現在。

^{*2}2012 年 11 月の視察結果は、「英国視察報告書」（イングランドの入管収容施設及び制度の現状と課題）研究会にまとめられている。https://www.jlf.or.jp/work/pdf/201312_eikokushisatsu_houkoku.pdf 2015 年 9 月 16 日現在

2014 年視察分については近日公開予定である。

が、これも国際法の解釈指針となりうるものであるから、そのまま残した。

本基準案が日本の入国者収容所等視察委員会の視察基準として採用され、処遇状況が改善されることを心から祈念する。

2015 年 10 月
東京弁護士会外国人の権利に関する委員会
編者を代表して 児玉晃一

(編者 50 音順)
浦城知子
岡田 聡
児玉晃一
駒井知会
田畑成優
宮内博史

エクスペクテイションズ(期待される状態)

施設の健全性についての基準

施設の健全性についての基準

HMIP が採用している施設の健全性に関する 4 つの基準は以下のとおりである。本基準案もこれに準拠した。

安全 被収容者は安全で、その地位の不安定さに適切な関心をもって拘束されること。

尊厳 被収容者は人としての尊厳と収容の環境に敬意をもって取り扱われること。

目的ある活動

施設は被収容者の精神的・肉体的な福利を維持し、かつ促進するための活動を奨励し、設備を提供すること。

再定住 被収容者は家族、友人、支援団体、法律専門家及び助言者にコンタクトし続けることができ、自らの出身国情報に関する情報にアクセスし、自らの解放や、移動や、送還に備えることができること。被収容者は自らの所持品を手元に置くことができ、取り戻すことができること。

入管収容施設において、施設の健全性に関する 4 つの基準の中に包含されるエクスペクション(期待される状態)の範囲は以下のとおりである。

安全

- ・護送車及び移動
- ・収容初期
- ・いじめ及び暴力の減少
- ・自傷行為及び自殺の防止
- ・安全保護(リスクある成人の保護)
- ・子どもの安全保護
- ・保安
- ・報償計画
- ・実力行使及び単独隔離
- ・法的権利
- ・案件管理

尊厳

- ・居住ユニット
- ・スタッフと被収容者の関係
- ・平等及び多様性
- ・信仰及び宗教活動
- ・苦情
- ・医療部門
- ・薬物等の濫用
- ・サービス

活動

- ・学習、技能及び仕事の提供
- ・図書室
- ・フィットネスの提供

送還及び解放のための準備

- ・福祉援助
- ・面会
- ・コミュニケーション
- ・送還及び解放

短期収容施設、海外への護送及び家族の収容施設において、施設の健全性に関する4つの基準の中に包含されるエクスペクション(期待される状態)の範囲は以下のとおりである。

安全

- ・護送車及び移動
- ・到着
- ・いじめ及び暴力の減少
- ・自傷行為及び自殺の防止
- ・安全保護(リスクある成人の保護)
- ・子どもの安全保護
- ・保安
- ・実力行使及び単独隔離
- ・法的権利
- ・案件管理

尊厳

- ・居住施設
- ・積極的な関係
- ・平等及び多様性
- ・信仰及び宗教活動
- ・苦情
- ・医療部門
- ・食事

活動

- ・設備及び供給

送還及び解放のための準備

- ・外界とのコンタクト
- ・福祉援助のニーズ

いずれのエクスペクションの範囲でも、期待される結果である、エクスペクションズ(期待される状態)と指標が提供される。

エクスペクションズ(期待される状態)

私たちが達成することを期待する取り扱い及び状態の基準を記述している。

指標

エクスペクション(期待される状態)や成果が達成されたかどうかを示す証拠を示している。指標のリストは、排他的なものではなく、エクスペクション(期待される状態)が他の方法で達成されていることを施設が説明するのを排斥するものでもない。

エクスpekテイションズ(期待される状態)

セクション1:安全

被収容者の収容にあたっては、安全かつ自らの不安定な状態に十分な配慮を行うこと。

護送車及び移動
収容初期
いじめ及び暴力の減少
自傷行為及び自殺の防止
安全保護(リスクある成人の保護)
子どもの安全保護
保安
報償計画
実力行使及び単独隔離
法的権利
ケースワーク

護送車及び移動

被収容者は、施設へ、あるいは施設からの旅程において、安全かつ適切な取り扱いを受けること。

期待される状態

1 被収容者は、護送の間適切なコンディションで移動し、敬意をもって取り扱われること。

指標

- ・護送スタッフは、被収容者に対して礼儀正しく敬意をもって接すること。
- ・被収容者が車の中に拘束されるのは、可能な限り最短の時間であること。
- ・護送中の被収容者は軽食を提供され、もしその旅程が2時間半を超える場合には休憩を取る。収容と移動は厳密に記録化されること。
- ・被収容者は、収容施設を巡るような過剰な移動を強制されないこと。夜間の移動は絶対に最小限に留められるべきであり、そのような移動は特別な理由に基づくもので、移動の文書に明確に記録されなくてはならない。
- ・被収容者は、安全で、確実で、清潔で、肉体的にも精神的にも苦痛を感じさせない車で護送されること。その車には自らの所持品を収納するのに適切な保管場所があり、女性や子どものような特定のグループのニーズに適応できるような緊急衛生用品を備えていなければならない。
- ・護送スタッフは、被収容者が適切な食事と飲み物を受け取れることを保障すること。
- ・参照

被拘禁者保護原則1条, 5条(2)

法執行官のための行動要領2条

子どもの権利条約3条

自由権規約10条(1)

2 被収容者は、護送中常に安全であり、その特有のニーズが認識され、適切な注意が払われること。

指標

- ・男性と女性の被収容者及び子どもは、親族関係がない限り別々に移送されること。
- ・妊娠中の女性や、乳幼児、子どものいる女性、障がいのある被収容者のような特有なニーズのある被収容者が、尊厳ある態様で移送されるため、適切な車が使われること。
- ・子どもを護送するスタッフは、犯罪に関するより厳密なバックグラウンド・チェックを受けなくてはならず、安全確保と子どもの福祉に必要な保護及び擁護を確保する条約上の義務について訓練を受け、十分精通していること。
- ・特有のニーズ及びリスクに関する情報は、収容施設間で共有され、護送スタッフにも知られること。
- ・護送中に薬を服用する必要がある被収容者については、服用できるようにすること。
- ・拘束具は、原則として使用しない。個別のリスクの評価によって正当化される場合の

みに使用することができる。これには、外部の医師もしくは歯科医の予約のために訪れる場合を含む。

- ・収容施設の長もしくは地方入国管理局の長は、収容に先立ち、子ども及び家族の関連する背景情報を収集し、護送スタッフに利用できるようにすること。
- ・スタッフは、被収容者に対し、自らの移送の準備のため、つまり適切な服を着たり、重要な所持品を取り揃えたりするために、適切な時間を与えること。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)
子どもの権利条約3条、37条(c)
世界人権宣言3条

3 被収容者は、自分たちがどこに行くのか、なぜ移動させられるのか、そして到着したところではどのようなことが待ち受けているかを理解していること。
--

指標

- ・被収容者は、彼らが理解できる言語で、計画されている移動について適切な通知を受け、その理由を告げられること。彼らは、自らの家族や法律専門家に対して電話をすることができるための十分な時間が事前に得られること。もし彼らに手段がなければ無料でできるようにすること。
- ・被収容者は、彼らが理解できる方法と言語で情報を与えられること。

参照

被拘禁者保護原則13条、14条、16条(1)、(2)、18条、19条
弁護士役割に関する基本原則8条

収容初期

到着時に、被収容者は敬意と注意をもって取り扱われること。そして、自らの理解できる言語と形式でその施設の情報を受け取ることができること。

期待される状態

4 被収容者が、施設受け入れの時及び収容最初の数日、安全に感じ、かつ、実際に安全であること。

指標

- ・妊婦や、高齢者、障がいのある者、メンタルヘルスに問題のある被収容者のような特有のニーズがある被収容者は、適切な優先的取り扱いを受けること。
- ・被収容者は、個別のインタビューを受けること。これには、自傷や自殺のリスク評価、相部屋にすることのリスク評価が含まれ、居住ユニットに移される前に行われるべきである。
- ・移送元の収容施設は、移送先の収容施設に対し、保有する医療データを含む被収容者個別の情報を全て引き継ぐこと。

参照

被拘禁者保護原則2条、5条(2)
世界人権宣言3条

5 被収容者は、施設に着いたとき敬意ある取り扱いを受けるべきこと。

指標

- ・被収容者は、清潔で管理され、その目的に適った受入エリアに迅速に受け入れられること。
- ・被収容者は、受け入れ時にスタッフによって丁寧に挨拶されること。スタッフは被収容者の国籍と第一言語及び他の使用言語を確認すること。
- ・受け入れスタッフの男女比は、被収容者を受け入れ、検査手続を行うのに適切なものであること。被収容者に対する検査は、その適性に応じて丁寧にされること。
- ・翻訳された情報が告示、本及びDVDの形態で提供され、施設及び手続の詳細な情報が与えられること。通訳は必要に応じて提供されること。
- ・全ての被収容者は、到着時に、医師による健康診断を受けること。必要であれば通訳を付すこと。
- ・パスポートや他の文書がスタッフによって預かれるのであれば、被収容者はその理由の説明とともに、受領証とその文書のコピーを受け取れること。
- ・被収容者は到着後すぐにシャワーを浴びられること。必要であれば、清潔な衣服が提供されること。
- ・被収容者は、受け入れ時に秘密で無料の電話ができること。
- ・被収容者は、到着時に飲み物と温かい食事が提供されること。
- ・受け入れの手続はできる限り迅速に完了されること。被収容者は待機時に時間を持て

余さないようにするためのものを提供されること。スタッフは被収容者が興味を抱くようなものを予め準備しておくこと。

参照

被拘禁者保護原則1条、13条、14条、16条、19条、24条
法執行官のための行動要領2条
国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言2条(1)
自由権規約10条(1)

6 被収容者は、到着時及び収容初期の間、十分にサポートされること。

指標

- ・被収容者は、個々の特性、状態に応じた適切なかつ迅速な援助（医療に限らない）を受けられること。
- ・居住ユニットには全スタッフの顔写真と名前、地位を表示しておくこと。全てのスタッフは、その名前と地位が良く見えるように表示された識別票を身につけること。
- ・被収容者のニーズについての情報はスタッフ間で慎重に伝えること。もしそれが医療に関わる問題であれば、ことさらである。
- ・夜間担当のスタッフは、施設で最初の夜を過ごす被収容者が誰かを認識し、その夜を通じて適切なサポートと彼らの健康状態について定期的なチェックをすること。
- ・被収容者が最初の夜を迎える居住施設では、整備され、清潔で肉体的にも精神的にも苦痛を感じさせない環境が提供されること。
- ・被収容者は、到着時に基本的な洗面化粧品を得られるようにすること。

参照

被拘禁者保護原則1条

7 被拘禁者は、施設での決まり事と収容生活に順応するために利用可能なサービスへのアクセス方法を理解していること。

指標

- ・入所時オリエンテーションは、受け入れの翌日に始めること。
- ・入所時オリエンテーションは、網羅的で、体系だったものであり、かつ複合的であること。
- ・入所時オリエンテーション後は、被収容者は面会方法、スタッフや法的助言へのアクセス、医療を含む重要な情報を理解すること。被収容者は、入国者収容所等視察委員会に接触する方法について説明を受けること。
- ・入所時オリエンテーションは、必要な場合には通訳と翻訳を付した、わかりやすい形式で幅広く提供されること。重要な情報は被収容者が理解できる形式の文書で与えられること。
- ・

参照

被拘禁者保護原則13条、14条

いじめ及び暴力の減少

全ての者がいじめや虐待に対して安全に感じ、かつ実際に安全であること。リスクのある被収容者もしくは虐待を受けた被収容者は、スタッフ及び被収容者に認識された能動的で公正なシステムを通じて保護されること。

期待される状態

8 被収容者は、明白で調整された複合的なアプローチを通して、他の被収容者及びスタッフからのいじめや虐待から安全に感じ、かつ実際に安全であること

指標

- ・ スタッフは、受け入れがたい行動に立ち向かい、その改善に取り組むこと。
- ・ スタッフの介入によって、行動に改善を図り続けること。
- ・ 施設のいじめや暴力のパターンを分析した、被収容者との協議を経た適切な暴力減少戦略が存在すること。
- ・ 被収容者が、どのようにすれば収容中の自らの生命がより安全になり、いじめに立ち向かえるか、対立が解決されるかについての協議に参加し、決定するのに携われること。
- ・ スタッフは、監督により、施設の全てのエリアで被収容者に保護を与えること。
- ・ 被収容者は、スタッフもしくは他の被収容者によるセクシャル・ハラスメントを受けないように保護されること。

参照

被拘禁者保護原則1条、13条、14条
世界人権宣言3条

9 いじめや虐待のリスクのある、もしくは既に受けている被収容者は、全てのスタッフが理解し利用している能動的で公正なシステムを通じて、さらなる虐待から保護されること。

指標

- ・ 収容施設は、いじめ・虐待への対応ポリシーを策定し、被収容者に告知をすること。
- ・ いじめについての申立は、即時に、かつ一貫して、公平に対処されること。事件は調査され、その結果は記録されること。そして、報告のあった、いじめをした被収容者もしくは犠牲者となった被収容者についての情報収集とサポートを継続すること。
- ・ 被収容者は、受け入れがたい行動について、広く告知されたポリシーを通じて知らされ、いじめの結果についての情報提供を受けること。

参照

被拘禁者保護原則13条、14条
世界人権宣言3条

自傷行為及び自殺の防止

施設は、被収容者の自傷や自殺のリスクを減少させるための安全で安心な環境を提供すること。被収容者は、早い段階で識別され、必要なサポートを提供されること。全てのスタッフは、脆弱な事項を認識し、警戒をし、適切にトレーニングを受け、適切な設備とサポートにアクセスできるようにしておくこと。

期待される状態

10 施設は、自傷と自殺のリスクを減少させるような安全な環境を提供すること。

指標

- ・自傷のリスクを把握するために、各スタッフは医師とも連携しつつ、綿密に情報を収集し、共有し、対応すること。それには個別ケアの計画の策定と実施を含む。
- ・複合的なメンバーからなる自殺・自傷防止委員会を設置すること。同委員会は頻繁にミーティングを行い、より安全な収容ポリシーと手続について、それらの質を効果的に確保すること。そのミーティングには広範囲なスタッフがちゃんと出席し、メンバーには被収容者を含めること。
- ・夜間及び護送スタッフを含む全てのスタッフは、自殺防止のため十分に訓練をうけ、復習が適切になされること。
- ・いかなる態様の自傷にも対応できるよう、夜間スタッフには十分訓練された者を配すること。
- ・自傷事件は傾向についての評価を確立し、予防策を採るために定期的に綿密な分析がされること。深刻な事件については、そこからどのような教訓が得られるかを評価し、良い実践を促すために迅速に調査されること。もし適切であれば、被収容者の家族もしくは友人に対しては情報提供が継続されること。
- ・調査の結果、明らかに自殺と判明したときには、行動計画を速やかに策定し、実施すること。これは、続いて行われる検死官による調査によって評価を受けるべきこと。
- ・食事を取らなかった場合は、スタッフは食事拒否の可能性を警戒し、深刻に受け止めること。必要に応じて、保護とサポートのプランを実施すべきこと。
- ・スタッフは常に紐を切るためのナイフを携帯すること。

参照

法執行官のための行動準則6条
世界人権宣言3条

11 自傷及び自殺のリスクのある被収容者には、その特有のニーズに焦点を当て、援助へのアクセスを制限なく受けられるようにするため、個別で継続的な保護とサポートを受けること。

指標

- ・詳細な保護とサポートの計画が、被収容者から得られた情報に基づいて準備されるべきこと。被収容者が日本語を流ちょうに話せない場合には、通訳を利用すべきこと。それによって、被収容者をサポートする責任を有する者の個々のスタッフメンバーに、ニーズがわかるようにしておくこと。

- ・自傷の引き金となり得る個別の要因や重要な出来事は識別しておくようにすること。保護とサポートの計画が終了した後も、フォローをするための手配が適切にされること。
- ・被収容者の家族や、友達、外部の代理人は、その個別対応を通じて、彼らがいじめられやすいとか、自傷行為をしたことがあるかどうかの情報提供をすることを推奨されるべきである。情報提供があった場合には、収容施設は、迅速かつ適切に対処をすべきこと。
- ・被収容者は、異議が認められなかったり、送還が差し迫ったときのようなリスクの高いときには、平常時よりも注意深く監視されるべきであること。
- ・リスクのある被収容者のためのサポート・援助の適切な計画があること。可能な限り、被収容者と同じ言語を話す地元コミュニティのメンバーの協力を仰ぐこと。
- ・被収容者は、自殺や自傷について思いを全て吐露し、援助プランの一部として、目的のある活動に参加することを奨励されること。
- ・隔離を含むいかなる懲罰的な措置も、自傷のリスクを管理するためには用いないこと。

指標

被拘禁者保護原則13条、14条
法執行官のための行動準則6条
世界人権宣言3条

安全保護(リスクある成人の保護)

施設は、全ての被収容者、特に脆弱性のある者^{*1}に対して福利を促進すること。そして彼らをあらゆる種類の危害と放置から守ること。

期待される状態

12 被収容者、特に脆弱性のある者(成人)には、危害と放置から守られる、安全で安心な環境が提供されること。彼らは安全で効果的なケアと援助を受けること。

指標

- ・被収容者の直面しうる危険性もしくはハンディキャップが的確に認識され、無視されないこと。
- ・脆弱性を有するため保護やサポートの必要な被収容者を的確に識別し、脆弱性の性質を適切に認識するガイダンス（手引き）を整備すること。
- ・かかる脆弱性が的確に認識されることに加え、危害や虐待のリスクを減少させ、更に危害や虐待の発生を防止するための手引き、手続と福利サポート体制が整備されていること。
- ・虐待があったとの申出がなされ、あるいは虐待の発生が疑われる場合には、被収容者を保護するため、即時に適切な行動が取られること。
- ・被収容者について保護やサポートの必要性があると評価された場合、これに対処するため個別の保護プランが策定され、実施されること。
- ・個別の保護プランは、各分野のスタッフが関与して策定・実施され、常に評価されること。
- ・全てのスタッフが、脆弱性のある者（成人）を含めた被収容者の安全保護に関する最新の行政府若しくは公的機関作成のガイダンスにアクセスできるようにし、安全保護のための手続も、必要な手続をどのように参照するかの方法を含めて全て周知徹底され、かつ確実に用いられるようにすること。
- ・安全保護のための手続を実施するにあたって、以下のポリシーが尊重されること。
 - （与えられるケアや処置につき）被収容者が自己決定能力を有するものと推定されるべきこと
 - 自己決定権の行使にあたって、必要な支援を受ける権利の保持
 - 最も賢明なものとは必ずしも言えない決定を行う権利の保持
 - 最善の利益の追求
 - 介入は最小限にとどめられること
- ・被収容者の理解力及び同意する能力を支援するために、弁護士や適切な専門家へのアクセスが適切に提供されること。
- ・収容施設は、被収容者の取り扱いと管理に関して、スタッフに被収容者個人の行動に

^{*1} 英国では、「脆弱性のある成人（adult at risk）」を18歳以上の人で、精神もしくは他の障がい、年齢もしくは病気を原因としてコミュニティによる保護サービスを必要とし、もしくはするかもしれない人で、自分自身の世話ができなかったり、あるいは重大な危害や搾取から自分自身を守れない、あるいはそれらの可能性がある人と定義づけている。

対して強い正当な関心を向ける義務について周知させるための行動要領を設けること。
スタッフがこのような関心を抱くことの正当性について自信を持ち、安心に感じられるようにすること。

- スタッフは、脆弱性のある者（成人）を保護する自らの個別的・職業的責任を認識し、適切な訓練を受けること。
- スタッフは、必要な法令に則った採用及び選抜の手続を経ること。
- 参照

拷問等禁止条約11条、12条、16条

被拘禁者保護原則13条、14条

法執行官のための行動要領2条、6条

世界人権宣言3条

子どもの安全保護

施設は子どもの福利を促進し、彼らをあらゆる種類の危害や放置から守ること。

期待される状態

13 子ども達は安全な環境下で適切に保護されること。全てのスタッフは安全を確保し、その福利を促進すること。

指標

- ・網羅的な子どもの保護指針とガイダンスが適切に存在すること。
- ・子どもと接触を持つ全てのスタッフは、適切に選抜され、訓練されること。
- ・スタッフは、子どもの取り扱い及び管理に関連して、同僚の行動について関心を持ち、必要に応じて是正を促すこと。スタッフが、自信を持って、安全にこのような対応ができるような体制を整えること
- ・施設を訪れる子どもは安全でそのニーズに合った環境で面会時間を過ごせるようにすること。
- ・面会関係のスタッフは、子どもに危険を及ぼすかもしれない被収容者に注意をし、子どもの安全を確保するための対策を施すこと。

参照

子どもの権利条約3条、19条

ムビランジラ・マイエカ及びカニキ・ミツンガ対ベルギー事件判決 (Mubilanzila Mayeka and Kaniki Mitunga v Belgium) ^{*1}

^{*1} ヨーロッパ人権裁判所 2006 年 10 月 12 日判決。子どもが大人と同じ条件で収容されたこと及び親が送還される国に到着するときに送還される子どもの面倒を看ることを保障する必要な方法が採られるべき積極的な義務違反があったことにつき、ヨーロッパ人権条約3条違反であると認めた。原文は <http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?docid=45d5cef72> で入手可能。

保安

被収容者は、抑圧的ではない環境で安全に感じるようにすること。

期待される状態

14 被収容者は、保安上の理由による制限が必要な限度しかされない、安心できる環境に住めるようにすること。保安を理由とする制限は、被収容者の安全性を確保するための必要なレベルに限ること。

指標

- ・施設の環境は、被収容者の人数に応じて適切なものであり、できる限りオープンで抑圧的ではなく、移動の自由は安全性の要求のみによって制限されること。
- ・施設の物質的・手続的なセキュリティに明白な欠陥や異常がないこと。
- ・スタッフと被収容者の関係はポジティブで、被収容者はスタッフから個別的な関心を向けられること。被収容者全員がすることのできる建設的な活動があること。
- ・防犯に対する知識を効果的に用いることで、被収容者を保護すること。
- ・被収容者への隔離調査を日常的に用いないこと。これは危険評価により確実な根拠のある安全上の理由がある場合にのみ例外的に用いることができる。
- ・身体検査を含む日常的な調査は、被収容者と同性の者によって行われ、調査はスタッフ単独では行わないこと。

・参照

被拘禁者保護原則1条

法執行官のための行動要領2条、3条

世界人権宣言3条

報償制度

被収容者に対する報償制度を設け、被収容者はあらゆる報償制度の存在と、どのようにしてインセンティブや報償が達成されるか等の内容について理解すること。報償制度は、罰を科すものではないこと。

期待される状態

15 いかなる報償制度もその制度への積極的な参加を促すものであり、罰を科すものではないこと

指標

- ・適切なインセンティブや報償が、被収容者にとってその活動や施設の運営への参加を促すために相応しいものであり、あらゆる計画が被収容者に理解されていること。
- ・いかなる報償制度も、被収容者自身の現金へのアクセスを制限するものだったり、面会者や電話や他の形態によるコミュニケーションへのアクセスのレベルを決めるものではないこと。単独室の利用を報償制度の一部とはしないこと。
- ・報酬制度として、違法な、もしくは非公式な個人もしくはグループの制裁を用いないこと。

参照

被拘禁者保護原則1条

実力行使及び単独隔離

実力は、最後の手段として、正当な理由がある場合のみ使用できること。被収容者は適切な権限の元で隔離室に置かれ、それは保安もしくは安全上の理由のみによって許されること。そして、その隔離室に留め置かれるのは、できる限り最短の期間であること。

期待される状態

16 被収容者は適法な用途で、最後の手段として、かつ必要最低限の時間のみ実力行使を受けること。

指標

- ・実力行使は、厳格な管理を受けること。
- ・全てのスタッフは、興奮を静めるテクニックの訓練を受け、それを促されること。
- ・あらゆる実力行使は、適切に権限が与えられたものであり、ビデオで正確かつ網羅的に記録されること。
- ・実力行使は施設によって監視され、あらゆる緊急のパターンが認識され、コントロールされること。
- ・制圧は、文書化され、スタッフはこれらの手続について訓練を受け、事後的に入国者収容所等視察委員会による調査がされること。
- ・手錠は、それらの使用を正当化する証拠があり、かつ適切な権限がある場合のみに使用すること。
- ・制圧を受けた被収容者は、制圧から解かれた後なるべく早くに、医療部門のスタッフのメンバーによる診察を受けること。彼らは、あらゆる傷について医療スタッフに写真を撮るよう要求でき、それを迅速に行う援助を受けられること。

参照

被拘禁者保護原則1条
法執行官による実力と武器の使用に関する基本原則15条
法執行官のための行動要領3条
護送要領
令書執行規程

17 被収容者は、隔離室に、可能な限り最短の期間、正当な理由に基づいてのみ、安全かつ適切に収容されること。

指標

- ・被収容者は、適切な権限に基づき、かつ保安もしくは安全を理由としてのみ隔離されること。隔離は、懲罰や自傷もしくは精神疾患の管理の関連で行ってはならない。
- ・被収容者は単独隔離された理由について、彼らが理解できる言語で記載された書面により、2時間以内に説明を受けること。
- ・行われた手続に対しては事後的な許可が必要であり、それは効果的に監視され、独立した審査を受けること。
- ・単独隔離された者は、宗教指導者、本、教育スタッフ、電話、運動、ソーシャル関連もしくは法律関連の面会者、そして毎日のシャワーへのアクセスを許されること。
- ・隔離を続けられている被収容者は、毎日、その肉体的、感情的、精神的な状態について

てモニターを受けること。スタッフはケアを続ける必要があるかどうか確かめるために、被収容者の行動について正確な記録を続けること。

参照

被拘禁者保護原則1条、13条、14条
法執行官のための行動要領6条

法的権利

被収容者は、施設に到着した後と解放されるとき、自らの収容に関して十分な情報を与えられ、それを理解すること。被収容者は、自らの法的権利を自由に行使することについて施設のスタッフによってサポートされること。

期待される状態

18 被収容者は施設のスタッフによって、法的権利を自由に行使するためのサポートを受けること。

指標

- ・被収容者は迅速に、理解できる言語で、適切な法的アドバイスを受け、代理人をつけることができること。これには、助言を受けるために弁護士への面会を制限なく受けられることが含まれる。
- ・被収容者は、入管のスタッフから、理解できる言語で自らの法的救済手段及び良質な法律専門家にアクセスする方法について、24時間以内に情報提供を受けること。
- ・被収容者は、彼らが理解できる言語で、法律専門家の質について苦情を申し立てる方法について情報提供を受けること。
- ・被収容者は、最新の法律のテキストブックや、自らの個人的な文書及び自らの入管もしくは庇護申請のケースについて助けとなる必要な他のレポートや資料へのアクセスができること。法的救済手段の申請フォームや手続についての情報が入手できること。
- ・仮放免が不許可とされた場合には、その理由について、その者の理解できる言語により詳細に記載した文書を交付すること。
- ・仮放免申請に対する判断は、原則として3営業日以内に行うこと。

参照

被拘禁者保護原則11条、13条、14条、17条、18条
 弁護士の役割に関する基本原則1条、2条、5条、7条、8条
 居住国における無国籍者の人権宣言5(1)(c)

19 被収容者は、自らのケースが効果的に進められるように、容易に代理人の訪問を受け、コミュニケーションができること。

指標

- ・被収容者は、法律専門家と障害無しにコンタクトを取ることができ、代理人や、入管、裁判所等に送付する前に法律文書のコピーを取ることができること。
- ・被収容者は、法律専門家や入管に対し、無料でファクスを送れること。
- ・被収容者は、入管スタッフのインタビューに法律専門家（必要であれば通訳も）を立ち合わせることができ、インタビューのノートや記録のコピーを提供されること。
- ・法律家による面会は、祝日、週末も含め、毎日最低5時間は許されること。
- ・法律専門家が秘密面会することができるように、適切な設備が提供されるべきこと。
- ・法律専門家が施設で自らのノートパソコン、タブレット端末等や電話にアクセスできること。

- ・法律専門家の被収容者に対する手紙は、秘密が保たれ、施設のスタッフによって開封されないこと。

参照

被拘禁者保護原則18条

弁護士役割に関する基本原則2条、8条

居住国における無国籍者の人権宣言5(1)(c)

案件管理

収容の決定は、明白に関連した個人的な理由に基づくものであり、適切に再審査されること。収容は最低限の必要な期間に限られ、被収容者は自らのケースの手続を通じて、情報提供を受け続けること。

期待される状態

20 被収容者は、なぜ自らが収容されているか理解していること。理由は明白な関連性があり、かつ適切に再審査されること。

指標

- ・被収容者は、理解できる言語で、彼らが収容された個別の理由の書かれた書面を受け取ること。
- ・自由刑の執行を受けた後に収容された被収容者は、その地位を理解し、自らの地位について説明した適切な文書を提供されること。
- ・被収容者は、少なくとも毎月1回進捗状況に関するレポートを提供され、いかなる状況の変化があったのかもしくは入管に新しい情報提供があったかについてフォローされること。レポートは進展について焦点を当て、単に前の情報を繰り返すだけであってはならない。それらは時間通りに発行され、被収容者が理解できる言語によって提供されること。

参照

被拘禁者保護原則11条、14条

居住国における無国籍者の人権宣言5(1)(c)

サーディ対英国事件判決 (Saadi v United Kingdom) ^{*1}

21 収容は必要最小限の期間のみとされ、被収容者は自らのケースについて一貫して情報提供を受け続けること。

指標

- ・案件管理は迅速に進展されること。被収容者は、誰が入管の事件担当者であるかを知り、かつ進捗状況についての情報提供を受け続けること。
- ・被収容者にその地位や権利を説明し、迅速に質問に対応し、各人のケースが進展していることを確保し、かつ進展について被収容者に情報提供をし続けることのできる、十分な入管の現地スタッフがいること。
- ・被収容者が自分の主張を十分に表現し、かつ自らの権利やいかなる重要な決定についても理解できるように、スタッフとの面談の際には、通訳人が常に利用可能であること。

*1 ユーロッパ人権裁判所 2008 年 1 月 29 日。収容の理由を告げるのが遅れたことについて、ヨーロッパ人権条約 5 条 (2) 違反とした。

判決は、[http://hudoc.echr.coe.int/sites/eng/pages/search.aspx?i=001-84709#{"itemid":\["001-84709"\]}](http://hudoc.echr.coe.int/sites/eng/pages/search.aspx?i=001-84709#{) で入手可能。

と。

参照

被拘禁者保護原則1条、13条、14条
子どもの権利条約37条(b)
居住国における無国籍者の人権宣言5(1)(c)

22 収容に適さない被収容者が、迅速に識別され、適切に評価されること。それらのケースは入管により優先事項として評価されること。

指標

- ・収容がその精神的・肉体的な状態について悪い方向に影響を及ぼすであろう被収容者については、いずれも収容は不適切だという推定が働くこと。これらの者について、ヘルスケアの専門家により広範囲で、かつ、収容のインパクトについての評価が提供される報告書が作成されること。
- ・収容所長等の対応は、上記の評価を十分に考慮した上で仮放免もしくは特別放免をするかどうかについて判断すること。
- ・人身取引の犠牲者と思われる者は、収容せず、適切な保護を提供すること。

参照

被拘禁者保護原則1条、24条
法執行官のための行動要領6条

エクスpekテイションズ(期待される状態)

セクション2:尊厳

被収容者は敬意をもってその尊厳を取り扱われ、収容の環境は尊厳を保つようなものであること。

居住ユニット
スタッフと被収容者の関係
平等及び多様性
信仰及び宗教活動
苦情
医療部門
薬物等の濫用
サービス

居住ユニット

被収容者は、安全で、清潔で上品な環境に居住すること。被収容者が収容施設の規則、日常生活及び設備について良く理解できるようにすること。

期待される状態

1 被収容者は、修繕が施された、良好な状態の、その目的にかなった、清潔で適切な環境に居住すること。

指標

- ・居室と全ての共用スペースは、明るく、良く装飾され、適切に修繕がされた状態であること。
- ・居室は適度に空調がされ、換気がされていること。
- ・全ての被収容者の部屋は、その目的と被収容者固有のニーズに適合していること。
- ・被収容者は、常時、適切にメンテナンスがされた下水設備、洗面設備及び飲料水へのアクセスができること。
- ・スタッフは、睡眠エリアが夜間睡眠と休息を取れるように、できる限り静寂を確保すること。
- ・部屋は毎日何か破損がないか点検されること。破損があれば速やかに報告され、修補の行動が取られること。

参照

被拘禁者保護原則1条
自由権規約10条(1)

2 被収容者は、居室と共用スペースの両方で安全に感じ、かつ実際にも安全であること。

指標

- ・家族のメンバーと一緒にいられるようにすること。
- ・家族関係にない男女の被収容者は、男女別のトイレ、シャワー、洗面施設のある分離された居住施設に入れられること。
- ・被収容者は自らの部屋の鍵を持っていること。部屋の中で鍵を持たずに閉じ込められた場合には、5分以内に対応がされる緊急呼び出しベルもしくはスタッフへのアクセスができること。

参照

世界人権宣言3条

3 被収容者は、収容施設の規則、日常生活及び設備を理解すること。

指標

- ・規則は、オープンで公正かつ首尾一貫して適用され、差別があってはならないこと。
- ・通知及び規則は、被収容者の構成に照らし主要な言語に翻訳され、国際的に認識され

ているシンボルが可能な限り使われること。

- ・被収容者は、最低限月ベースで居室での日常生活と設備について相談を受けること。被収容者は相談の結果について情報提供され、その決定について合理的な理由の提供を受けること。
- ・スタッフの権限行使は、被収容者が規則を受け入れることを確保するために必要な限度に留めること。規則が破られたときには、スタッフは関係する被収容者に、どのようにするべきなのか、なぜそのルールが定められているのかを時間を掛けて説明をすること。

参照

被拘禁者保護原則13条、14条

法執行官のための行動要領2条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言2条(1)

4 被収容者は、個人のニーズに合った、適切な種類、サイズ、質、デザインの清潔な衣服を十分に所持すること。

指標

- ・被収容者は、可能な限り彼ら自身の衣服を着ることができること。そして面会者から服を受け取ることができること。施設から支給される服は、どれも適切で、量的にも十分であり、手頃な状態で全ての天候から保護されるようなものであること。
- ・全ての被収容者は、最低週1回は、自分の服の洗濯とアイロンがけのためランドリー機械を使うことができ、移動もしくは裁判所のヒアリングが差し迫っている場合には優先的にアクセスできること。清潔な下着と服は毎日入手できること。

参照

被拘禁者保護原則1条

自由権規約10条(1)

5 被収容者が倉庫に預けた所持品は安全に保管され、被収容者の要求があれば速やかにアクセスできること。

指標

- ・被収容者は、安全なエリアに貴重品等を保管することを許されること。
- ・被収容者が身につけられる所持品と預ける所持品の量は個人のニーズに配慮して定められること。
- ・被収容者が預けていた服や所持品が無くなったときには公正に賠償がされること。

参照

憲法29条

6 被収容者は、自分の身体、居室及び共有スペースを清潔に保つことができること。

指標

- ・被収容者は、毎日適温のシャワーか風呂に入ることができること。運動の後、裁判所に出廷する前、面会者と会う前、移動や釈放の前には、待たずに利用できること。

- ・被収容者は、共用のトイレとシャワー、洗面台を一人ずつ使うことができること。
- ・被収容者は、無料で基本的な化粧品類と衛生用品類を利用できること。
- ・清潔に洗濯をされた寝具類が入所した各新規被収容者に提供され、少なくとも週1回か、染みが付いたときには交換されること。マットレスと枕は必要なときに交換されること。

参照

被拘禁者保護原則1条

自由権規約10条(1)

スタッフと被収容者の関係

被収容者は、全てのスタッフから、敬意と、被収容者の状況の不安定さ及び文化的な背景について適切な関心を払われて取り扱われること。

期待される状態

7 被収容者は、常にその尊厳に対する慈愛と敬意を持って取り扱われること。被収容者とスタッフとの関係はポジティブで礼儀正しいものであること。

指標

- ・スタッフと被収容者との関係は、お互いに公平で礼儀正しいものであること。
- ・スタッフは、特に入管関連の事項や文化的な背景といった、被収容者の不安定な状況に関しての訓練を受け、適切な関心を示すこと。
- ・スタッフは、自身の義務を遂行することで、人としての範たること。
- ・スタッフは、積極的に被収容者と関係を持ち、スタッフと被収容者の交流が上層部の管理チームによっても促されるべきであること。
- ・被収容者は、施設のスタッフにより常に礼儀正しく呼ばれ、姓のみで呼び捨てにされないこと。
- ・スタッフは、部屋に入る前に、緊急時を除いては、常にノックをし、反応を待つこと。
- ・全ての被収容者には個別に指名されたケア担当職員がおり、その職員は被収容者の経歴と状況について知識を有し、サポートへのコンタクトもしくは施設での問題を解決するための端緒として頼られるべき存在であること。ケア担当職員が存在しないところでは、効果的な代替手段があること。
- ・被収容者のアイデンティティおよび重要な出来事について、閲覧可能な年代順の記録が通常保管されていること。
- ・スタッフと被収容者のコミュニケーションを高めるため、グループミーティングが、必要であれば通訳の援助を伴って、定期的に行われること。

参照

被拘禁者保護原則1条
法執行官のための行動要領2条
自由権規約10条(1)

平等及び多様性

施設は、差別を除去し、平等な結果を促進し、良い関係を促進するための明白で効率よく組織されたアプローチを明示し、いかなる被収容者も不公正に不利に取り扱われないことを確保すること。これはあらゆる不公平を認識し、解決するための効果的なプロセスによって支えられる。最低限、保護すべき特性に応じた特有のニーズが認識され、焦点が当てられること。この特性には、人種、国籍、宗教、障がい(精神的なもの、肉体的なもの、学習障害、学習困難を含む)、性別、性転換、性的指向及び年齢を含む。

期待される状態－戦略上のマネージメント

8 スタッフは、敬意ある安全な環境を促進すること。これは、全ての被収容者の保護されるべき明確な特性について、敬意と尊厳をもって、認識され、焦点を当てられるものであること。

指標

- ・ スタッフは、全ての被収容者に対して積極的な関わりをすることで、平等や多様性の促進のための模範となること。
- ・ 全ての保護されるべき特性は、グループの人数にかかわらず、認識され、焦点を当てられること。
- ・ スタッフは、多様性について訓練をうけ、被収容者の背景事情及び外国で収容されることのインパクトについても知っていること。

参照

法執行官のための行動要領2条

女性差別撤廃条約2条

人種差別撤廃条約7条

障害者の権利に関する条約4条、5条

自由権規約26条国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言1条、2条(1)

9 公正な手続を用いることで、施設は、不公平に不利益な取り扱いを受ける被収容者やグループが存在しないことを確保すること。

指標

- ・ 効果的な監視をすることで、潜在的な差別や不利益を受けやすい分野を識別すること。いかなる不均衡なパターンも調査され、修正するためのアクションが取られること。
- ・ 被収容者は、彼ら自身の言語でいかなる差別の事態についても苦情を申し立てることができること。
- ・ スタッフや被収容者によるいかなる不適切な言動についても、改善の努力がされるべきこと。
- ・ 保護されるべき特性を有する被収容者に影響を与える現場における実施中の全施策に評価が加えられること。

参照

法執行官のための行動要領2条

女性差別撤廃条約2条

人種差別撤廃条約6条、7条

障害者の権利に関する条約4条、5条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言1条、2条(1)

10 施設は、あらゆる形態の差別撤廃に向けた組織的なアプローチをすることに、強いリーダーシップを発揮すること。

指標

- ・施設は、施設内における全てのグループのニーズが認識され、焦点を当てられた方法を描き出した、平等と多様性についての適切な施策を確立すること。これには、実効性のあるアクション・プランを伴うこと。
- ・多様性委員会が存在すること。それは施設の長もしくはその代行が議長を務め、部門別責任者、スタッフ、被収容者の代表者、そして可能な施設では一般社会内の適切なグループからの代表も含むこと。
- ・多様性を担当する職員が指名され、その職責を果たすための十分な時間とリソースが提供されること。被収容者はその担当者が誰かを知り、彼らに容易にコンタクトできること。
- ・施設の長とスタッフは、スタッフ、被収容者、面会者の属する多様なグループ全てについて理解を深め、敬意を示すこと。

参照

法執行官のための行動要領2条

人種差別撤廃条約7条

障害者の権利に関する条約4条、5条

11 被収容者があらゆる形態による差別の撤廃に積極的な役割を果たすこと。平等と多様性が効果的に促進され、被収容者はサポートを受ける方法について知識を有すること。

指標

- ・全ての通知は、被収容者の主要言語に翻訳され、多様性委員会のメンバーの写真ボードを、共用スペース、居室エリアに目立つように掲示すること。
- ・施設は、多様な文化に属するお祝いのイベントを定期的で開催し、地域の外国籍の人々や他のマイノリティグループのメンバーに参加してもらうよう招待すること。
- ・被収容者は、人種、国籍、文化、宗教に関する事項について効果的な相談を受けられること。
- ・被収容者は、差別の撤廃を強化し、援助するための相談を頻繁に受けられること。
- ・被収容者の平等問題に関する代表は、その職務に関する適切な手引きを提供され、定期的に多様性担当のスタッフとのミーティング及びより広範なフォーラムの一環として、管理者、スタッフそして被収容者のミーティングを持つこと。
- ・被収容者に、平等と多様性についての代表が誰であるか分かるようにすること。

参照

被拘禁者保護原則13条、14条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言2条、4条(1, 2)

期待される状態－保護された特性

12 あらゆる人種グループの被収容者は、平等かつその特有のニーズに応じた取り扱いを受けること。

指標

- ・人種及び文化的な問題に適切な理解をし、対応ができるように、スタッフには人種の平等に関する知識について教育し、向上させるようカリキュラムが組まれること。
- ・人種差別を理由とするいじめを認知し、かつ最小限にするような活動が取られ、人種差別を克服するための介入を行い、人種差別を理由とするいじめの犠牲者を保護すること。

参照

人種差別撤廃条約7条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言7条

13 あらゆる国籍の被収容者は、平等かつその特有のニーズに応じた取り扱いを受けること。

指標

- ・被収容者は、正確性もしくは信用性が重要な場合には、いかなる場合にも、信頼できる翻訳と通訳のサービスを受けられること。
- ・日本語以外の言語を話す被収容者とスタッフとの会話は、正確に記録されること。
- ・被収容者の問題に通じるために、定期的なグループ・ミーティングが行われること。特定の国籍もしくは言語のグループについては、必要であれば通訳の援助を受けられること。

参照

人種差別撤廃条約7条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言1条、4条

14 あらゆる宗教グループの被収容者は、平等かつその特有のニーズに応じた取り扱いを受けること。

指標

- ・スタッフは、宗教的な多様性について理解し、それが文化的なアイデンティティと相互に結び付いていることについても理解をすること。
- ・宗教的な差別と不寛容を識別し、最小限にするような行動が取られること。宗教的な差別を克服し、被害者を保護するための介入が適切に行われること。
- ・宗派ごとのモニタリングは、施設におけるニーズに見合った供給をするためだけに定期的に用いること。
- ・各宗派の特有の食事及びその他の生活様式において必要とされるものは、適切に充たされること。

参照

あらゆる形態の宗教及び信仰に基づく不寛容及び差別の撤廃宣言2条、4条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言2条
自由権規約18条1項

15 障がいのある被收容者(肉体的及び精神的な障がい及び学習障害、学習困難)は、平等かつその特有のニーズに応じた取り扱いを受けること

指標

- ・障がいを持つ被收容者が、到着時に識別されるシステムが存在し、(適切なところでは)最新の複合的なケア・プランを提供され、必要があれば外部のソーシャル・ケアへのアクセスができること。
- ・被收容者は、彼らが容易に理解できる様式と言語、例えばDVDや、イラストの入った易しいテキストや点字で情報にアクセスできること。
- ・スタッフは、緊急事態に援助が必要な障がいを持つ全ての被收容者を認識し、個人向けの避難プランを適切に設けること。
- ・障がいのある被收容者が使うのに適した専用の部屋が利用可能であること。もし、居住者のニーズが変わるときには、継続して改造を施すこと。
- ・移動に影響する障がいのある被收容者は、施設内を移動するのに援助を受けること。
- ・障がいのある被收容者(学習障害・困難を含む)が全ての制度と設備に平等にアクセスできることを保証するために、しかるべき調整が図られること。

参照

被拘禁者保護原則5条(2)
法執行官のための行動要領6条
障害者の権利に関する条約4条、5条

16 女性の被收容者は、平等かつその特有のニーズに応じた取り扱いを受けること。

指標

- ・女性スタッフの比率は、女性の人数に応じた適当なものであること。
- ・全スタッフは、女性被收容者の特別なニーズについて明確な理解を有すること。そのニーズには家族と引き離された女性や、妊娠中の女性を含む。
- ・收容開始時から、女性被收容者の特別なニーズを認識した施策と手続が取られること。
- ・女性被收容者も、性別に関わりなく、図書館やジム、お店や通信設備、活動に定期的かつ平等なアクセスができること。
- ・女性には適切な衛生用品が支給されること。
- ・妊娠した女性は、例外的な場合のみ收容され、適切なサポートがされること。単に効果的な送還をするために、彼女たちに対して決して実力行使をしないこと。実力行使は危害を避けるためだけに行われること。

参照

被拘禁者保護原則5条(2)
女性差別撤廃条約2条

17 レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及び性転換をした被收容者は、平等かつ特有のニーズに応じた取り扱いを受けること。

指標

- ・スタッフへの訓練強化により、同性愛者の人々へ平等な敬意を抱くことを促進し、レズビアン、ゲイ、バイセクシャルもしくは性転換をした被収容者が直面する差別についての認識を高めること。
- ・施設は、安全で秘密の守られる環境で相談ができることを確保するよう、被収容者と積極的に関わること。
- ・同性愛嫌悪の言動を認識し、最小限にするための行動が取られ、同性愛嫌悪や差別的ないじめに挑む介入が適切に行われること。
- ・レズビアン、ゲイ、バイセクシャルや性転換をした被収容者は、施設内及び外部のサポート・ネットワークを通じた特定のグループもしくは仕組みを通じてサポートを受けること。

参照

法執行官のための行動要領2条

18 あらゆる年代の被収容者は、平等にその特有のニーズに応じた取り扱いを受けること。

指標

- ・到着後の最初の評価に続いて、高齢の被収容者は必要な範囲のスタッフによる援助を受け、それは定期的に再評価されること。
- ・高齢の被収容者に関与する全てのスタッフは、精神衛生上の問題及び認知症の兆候を認識する方法を知ること。
- ・提供される活動は全ての年代のグループにとって適切であること。
- ・スタッフは、若年層の明確なニーズを知ること、また、個人の成熟度を認識し、それに対応すること。

参照

被拘禁者保護原則5条(2)

被拘禁者保護原則 5(2)

信仰及び宗教活動

全ての被収容者は、宗教行為を十分にかつ安全に実践することができること。宗教部門が施設における生活全般にわたり、被収容者の宗教問題に関する総合的なケア、サポート及び解放プランに寄与すること。

期待される状態

19 被収容者は、宗教行為を十分にかつ安全に実践できること。信仰心の違いは認識され、尊重されること。

指標

- ・全収容施設に、宗教問題を専門的に取り扱う宗教部門を設け、外部の宗教指導者を含む宗教チームを設置すること。
- ・全ての被収容者は毎週、共同の礼拝や宗教のミーティングにアクセスし、彼らの宗教の聖職者に、毎週、プライベートにアクセスできること。
- ・被収容者は、宗教サービスがいつ提供されるかを知り、これらは適切に広報されること。そのタイミングは種々の宗教にとって適切であること。
- ・もし被収容者が宗教サービスに出席することができないときは、他のもしくは追加のサービスが提供がされること。
- ・マルチ礼拝室を設け、全ての宗教向けの設備と道具が備えられ、全ての被収容者が瞑想をしたり、熟慮をしたり、お祈りをするのを許されるためにアクセスできること。
- ・被収容者が共同の礼拝に出席できるように、活動をアレンジすること。
- ・面会者、被収容者への身体検査及び所持品の検査は、宗教的・文化的に慎重な態様で行われること。
- ・被収容者は、宗教的に重要な意味を持つ用具を入手し、持ち続け、使用することができること。
- ・被収容者は、共同礼拝に加え、信仰心を育むための授業やグループに出席できること。
- ・被収容者は、全ての主要な宗教上のお祭りをお祝いすることができ、施設は積極的にそれらを促進すること。

参考

被拘禁者保護原則28条

あらゆる形態の宗教及び信仰に基づく不寛容及び差別の撤廃宣言1条、2条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言2条、4条

自由権規約18条1項

20 被収容者は、宗教指導者によって十分にサポートを受けること、彼らは被収容者の全面的なケア、サポート及び解放への準備に寄与すること。

指標

- ・宗教指導者は、家族との死別、被収容者の死や深刻な病気、そして差し迫った送還のような、個人的な危機の時にサポートを提供すること。

- ・宗教指導者は、施設の他のスタッフと一緒に親密に働くことで、寛容と相互協同を提示すること。
- ・宗教指導者は、被収容者特有のニーズに従い、信者である被収容者が礼拝場所にアクセスできるよう調整すること
- ・宗教指導者は、彼らが関係している被収容者のケア・プランについて相談を受け、解放の準備、送還もしくは移送の準備を手伝うために招かれること。

参考

あらゆる形態の宗教及び信仰に基づく不寛容及び差別の撤廃宣言1条
国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言2条、4条

苦情

効果的な苦情申立手続が被収容者のために適切に存在すること。その手続へのアクセス・利用は容易であり、時機に適った対応がされること。

21 苦情申立手続では、被収容者の秘密が守られること。それは、効果的で、時機に適ったものであり、被収容者によく理解されていること。

指標

- ・適切な言語により苦情申立手続が公表されること。
- ・被収容者は、それが適切な場合には、公式な苦情申立をする前に、非公式に、争点を解消することを奨励されること。
- ・被収容者は、施設の長、法務大臣、入国者収容所等視察委員会に対して秘密に苦情申立ができること。
- ・苦情申立の書式は、被収容者が理解できる言語のものが入手できること。
- ・公式な苦情申立は公正に取り扱われ、迅速に対応されること。これには解決策もしくは将来のアクションについての包括的な説明のいずれかが伴うこと。
- ・被収容者は、彼らが行った苦情申立に対する、敬意を持った、理解しやすい、そして提起された問題について十分な説明がされた回答を受け取ること。苦情申立は回答者によって署名され、日付を入れられること。
- ・回答は苦情申立に用いられたのと同じ言語で伝えられること。
- ・回答は、証拠と事実に基づいた、公正なものであること。
- ・順番に施設の全ての部分に自由にアクセスでき、その職責を効果的に遂行することができる入国者収容所等視察委員会のメンバーに、被収容者は自由かつ秘密裏にアクセスできること。同委員会に対する苦情申立書の翻訳は、独立した外部機関に委託されること。
- ・施設の長及び入国者収容所等視察委員会に対する苦情申立を分析する効果的な監視システムが適切にあること。
- ・施設を去った被収容者に回答を伝えるため、関係諸機関が協力をする事。

参考

被拘禁者保護原則13条、14条、33条

22 被収容者は、苦情申立手続を安心して利用でき、悪影響を感じないようにし、不服申立手続について理解していること。

指標

- ・被収容者は、いかなる苦情であっても、その撤回を促されるようなプレッシャーをかけられないこと。
- ・スタッフや他の被収容者に対する苦情を申し立てた被収容者は、起こりうる非難から保護されること。
- ・スタッフへの苦情申立は、慎重に取り扱われ、必要な場合は苦情の対象となったスタッフの当該被収容者への関与を制限すること。

- ・被収容者は、決定に対する不服申立方法を知っていること。不服申立は公正に取り扱われ、5日以内に回答がされること。
- ・被収容者は、施設を越えて外部団体への苦情及び抗議を追求していく場合には、援助を受けられること。彼らは法的助言にコンタクトしたり、あるいは裁判所に対する直接の申請をすること全般につき援助を受けられること。

参考

被拘禁者保護原則33条(4)

医療部門

医療部門は、収容期間中、被収容者の健康上のニーズを評価し、向き合い、健康の維持と解放時の社会的なケアを促進すること。医療部門は、被収容者が故国を追われた人物であり、かつ、トラウマを経験した可能性があることに起因する被収容者特有のニーズを認識すること。提供される健康に関するサービスの標準は、一般社会内における施設外の場所のどこでも受けられることが期待できるのと同等のものであること。

期待される状態: 管理体制

23 被収容者は、彼らの健康上のニーズを評価し、それに対応できる医療部門によってケアされること。そして、それは、解放後の健康と社会的な支援を受け続けることを促進すること。

指標

- ・ 医療部門は、全被収容者につき評価されたニーズについての情報提供を受け、施設とその地方の外部医療機関との共同作業を通じて、医療サービスを計画し、提供し、品質を確保すること。
- ・ 医療サービスの提供にあたっては、収容施設外で提供されるのと同等の質を確保すること。
- ・ 想定外の深刻な事件は、報告され、監視されること。
- ・ 現在の施設の人々を代表する主要な患者層を代表する、施設側との定期協議会があること。
- ・ 医療管理の計画が適切であり、それにはスタッフの管理と説明責任に関する事項が含まれていること。
- ・ 24時間体制で適切に訓練を受けた医療、看護、運営その他健康面のプロフェッショナルもしくはスペシャリストのスタッフを含む、多様なレベルと技能を有する適切な医療スタッフの配置を行うこと。そのスタッフは、技能の維持・発展に寄与するために必要な監督及びサポートを継続的に受けること。
- ・ 治療計画は、入国者収容所等視察委員会による医療監査の対象とされ、定期的に見直されること。
- ・ システムは伝染病を防止するための適切なものであること。伝染病が発生したときには、地域の保健所と連携して、対応を迅速かつ効果的に行うこと。これには保菌容疑者の特定と追跡を含む。
- ・ 被収容者が求めた場合には、常に、収容施設内において受けた医療に関する情報を全て提供し、外部の医療施設に引き継がれるようにしなくてはならないこと。

参照

被拘禁者保護原則24条
社会権規約12条
医療倫理原則1条

24 被収容者は、医療部門から、安全で、利用可能で、礼節・プライバシー・尊厳を尊重された、彼らの健康を促進するためのサービスを得られること。

指標

- ・全ての被収容者は、医療部門に平等にアクセスできること。
- ・スタッフは、収容への適合性に影響する可能性のあるトラウマや拷問その他の健康上の問題に関するいかなる兆候をも認識し、対応し、報告するよう訓練されること。
- ・医療部門に用いられる全ての部屋は、感染症をコントロールする適切な対策が採られること。
- ・患者は、保安を理由とする不必要な制限を課されずに医療サービスを受けられること。
- ・患者に用いられる専門的な設備は、厚生労働省によって策定された安全基準に適合していること。全ての設備（蘇生装置を含む）は、定期的に点検され、メンテナンスされること。そしてスタッフは、それにアクセスし、効果的に用いる方法について理解していること。
- ・被収容者の治療を行うに当たって、同意を得、同意が真正なものか吟味し、同意に則って行動するための効果的なアレンジが適切に存在すること。それは彼らが十分理解できる方法によること。

参考

社会権規約12条
医療倫理原則1条

25 患者は、敬意をもって、専門的かつ思いやりのある、その多様なニーズに対して慎重な心遣いをした態度で、適切に訓練されたスタッフによる取り扱いを受けること。

指標

- ・被収容者は、同性の医師による診察を受けることができること。被収容者がこのような要望を出せることについて知識を有すること。
- ・医療部門の専門スタッフは、配慮を要する文化的問題について知識を有すること。
- ・医療部門のスタッフは、新規被収容者に対して自己紹介をし、自らの名前と地位をはっきりと表示した認識票を身につけること。
- ・一般社会内で提供されているのと同等の妊娠期間中のサービスが、妊婦にとって利用可能であること。
- ・各医療部門の施設は、十分な年功と知識を有し、高齢の被収容者に対する全般的なケアについて責任のある主任看護師もしくは管理者を置くこと。
- ・施設と医療部門との間で、病気にかかりやすい被収容者が誰かを把握し、その安全確保をするための正式なアレンジが存在すること。
- ・高齢の被収容者に従事する全ての医療部門スタッフは、特別なトレーニングを経験すること。これには精神衛生上の問題の徴表を認識する方法や、ソーシャル・ケアの必要性を識別する方法を含む。
- ・患者は、特別な専門の移動用具及び健康補助器具にアクセスすることができること。
- ・プロの通訳サービスが、日本語を流ちょうにしゃべれない被収容者のために当然に利用できること。患者がこれを拒否したときには医療記録に記録されること。他の被収容者は、秘密にすべき診察・治療の場において通訳として利用されることがないこと。
- ・子どものいる施設はいずれも、十分な年功と知識を有し、子どものケアについて責任と資格のある主任看護師もしくは管理者を置くこと。

参照

被拘禁者保護原則5条、14条

子どもの権利条約3条(3)
社会権規約12条
医療倫理原則1条

26 被収容者は、施設の医療サービスが利用可能であること及びこれにアクセスする方法について十分理解していること

指標

- ・被収容者は、施設の医療部門についての情報を与えられること。それは理解できる様式及び言語によってなされ、アクセスする方法についての説明があること。
- ・被収容者は、自らのケアや取り扱いについてコメントしたり苦情を申し立てる方法について知っており、時機に適っていて、かつ細部まで行き届いた回答を医療の専門スタッフから受け取ること。
- ・被収容者は、彼ら自身の費用負担でセカンド・オピニオンを得ることができること。セカンド・オピニオンを提供する医師の役割を示したマニュアルがあること。

参照

被拘禁者保護原則13条、14条、33条

27 全ての被収容者は、健康促進と伝染病管理についての情報提供を受けること。

指標

- ・被収容者は、国及び地域の政策を反映させた病気予防及び検査のプログラムにアクセスできること。
- ・健康促進の情報には、肉体的な健康を最適にする情報を含むべきこと。これには口腔の健康及び精神の健康が含まれる。
- ・被収容者は、避妊薬及び避妊具を無料でかつスタッフのメンバーに要求することなく得られること。

参照

社会権規約12条、33条

28 被収容者への健康及びソーシャル・ケアに対する差し迫ったニーズが、受け入れ時に認識され、迅速かつ効果的に対応がされること。

指標

- ・受け入れ時のスクリーニングでは、被収容者の判断能力の有無、薬物依存症の有無、精神障がいの有無、拷問を含む虐待経験の有無を識別し記録するための、網羅的な指標を用いること。
- ・受け入れ時のスクリーニングに続いて、被収容者が収容されてから24時間以内にスタッフによる健康診断が別に行われ、記録がされること。
- ・施設の受け入れ時間外に到着した被収容者についても、必須の健康上のケア及びサポートが受けられること。
- ・被収容者の掛かりつけ医及び関連するケアの提供者から、治療及びケアの継続を確保するのに必要な情報提供を受けるため、被収容者の同意を得てコンタクトがされること。

と。

参照

被拘禁者保護原則24条
社会権規約12条

29 被収容者個々の健康面におけるニーズは、様々なサービスを通じて対処されること。

指標

- ・患者は、彼ら自身のケア及び治療に関する計画策定にあたり、同席し、相談を受けること。
- ・定期的な再検査を含む効果的なシステムが、長期患者のために適切に行われること。
- ・時間外及び緊急時をカバーする医療体制が良く組織化され、即応的かつ効果的であること。
- ・効果的な予約システムが実施され、患者にとって十分な診察時間が保障されていること。
- ・主要なサービスの量と範囲が、被収容者の人数に応じたニーズに適ったものであること。
- ・あらゆる被収容者について、正確な個人別のケア、治療及びサポートの記録が作られること。それらは安全で品位と秘密が保たれるように保管され、安全な情報共有を確保するためのマニュアルが存在すること。
- ・被収容者の移送及び送還は、可能な限り、継続中の治療を中断させないものであること。
- ・食事や飲み物の摂取を拒否している被収容者の医療上の管理に関する手順書が存在すること。ハンガーストライキを止めて再度栄養分を補給する必要がある者についても同様である。

参照

社会権規約 12 条
医療倫理原則 1 条

30 24時間の看護を必要とする状態の被収容者は、医療部門のスタッフによってサポートされ、その個別のニーズに合った適切な設備のある施設で処遇されること。

指標

- ・医療部門の入院設備に入る基準は、医療上のニーズによる評価のみに基づくものであり、他の要素は考慮しないこと。
- ・24時間の看護用施設は、障がいや有する被収容者や施設内において順応が難しい被収容者を住まわせるものとして無条件に用いられてはならないこと。
- ・24時間看護用施設にいる被収容者は、治療上有意義で、建設的な活動を提供するサービスにアクセスできること。これは、被収容者の医療上の状況によって排除されない限り、他の被収容者と同範囲の活動へのアクセスを含む。
- ・通常の施設に被収容者を戻す際には、適切な評価をし、ケアの継続について計画を策定すること。

参照

社会権規約12条

医療倫理原則1条

31 外部診療が必要と評価された被収容者は、過度な制約を受けることなくそれらにアクセスできること。

指標

- ・ 外部診療を受けている被収容者は、不適切に移送や送還をされないこと。
- ・ 被収容者は、外部医療機関の診療のために、保安上の理由によって、不必要な制限をされないこと。
- ・ 被収容者が外部診療を受けるにあたっては、迅速な対応がされ、過度な待ち時間を強いられないこと。

参照

社会権規約12条
医療倫理原則1条

期待される状態:薬局

32 被収容者は、自らのニーズに見合った、一般社会内におけるのと同等の薬剤師によるサービスを受けられること。

指標

- ・ 収容施設は、適切な技能、訓練、能力を有する薬剤師が常駐した薬局を設置すること。被収容者は、薬剤師の助言に直接アクセスできること。
- ・ 被収容者は、彼らが理解できる形式で、薬剤の効能、危険性及び自己投与についての情報を与えられること。
- ・ 被収容者は、その医療上のニーズに合うように、決められた時刻に薬を処方され、受け取ること。
- ・ 全ての薬剤について安全な薬剤のストック管理体制が適切に存在すること。
- ・ 被収容者は、安全、明白な根拠に基づく実践と承認された手順に合致して処方された薬を受け取ること。
- ・ 全ての管理された薬は、安全に、かつ医師もしくは薬剤師による十分な説明を受けた上で投与されること。自己投与薬は、適切に調合され、被収容者にとって安全な分だけ所持できるようにすること。自己投与を認める場合は、そのリスクを説明した注意書を提供すること
- ・ 医療部門のスタッフは、差し迫った出発について情報提供を受け、必要であれば、送還前及び旅程の間に投与されるべき薬を手配すること。

参照

被拘禁者保護原則24条
社会権規約12条
医療倫理原則1条

期待される状態:歯科

33 被收容者の要望が的確に把握され、それに見合った、一般社会内におけるのと同等の歯科サービスによるケアを受けられること。

指標

- ・被收容者は、適時、歯科検診と治療にアクセスすることが出来ること。
- ・被收容者は、口腔の健康についての助言と情報を与えられること。
- ・緊急歯科治療の制度は、適切に組織化され、機敏な対応がされ、効果的であること。
- ・

参照

被拘禁者保護原則24条
社会権規約12条
医療倫理原則1条

期待される状態:ケアのデリバリー(精神衛生)

34 施設は、精神衛生上の問題を抱える被收容者の症状等を認識し、専門医やカウンセラーによるサービスを提供すること。被收容者は、治癒のために施設外の医療機関などの外部の援助を求めることを妨げられないこと。

指標

- ・施設のスタッフは適切なトレーニングを受け、精神衛生上の問題について認識をし、被收容者のケアを確保するために専門医や臨床心理士とともに効果的に働くこと。
- ・被收容者は、入所時及び精神衛生上の問題があると認識されたときには、専門医や臨床心理士により、その治療の要否について速やかに診察を受けること
- ・精神衛生上のサービスが必要だと評価された被收容者が、軽度から中度の精神衛生上の問題を有する人々のための治療方法である、会話や、他の適切な療法にアクセスできること。
- ・被收容者は、自らの治癒と自己の治療計画の策定において積極的な役割を果たすよう、奨励されること。
- ・被收容者が、かつて一般社会内で精神衛生上の問題でサービスを受けたことがあったときには、常にサービスの提供元への照会がなされ、過去の病歴についての情報が積極的に調査され、後に利用されること。

参照

被拘禁者保護原則24条
社会権規約12条
医療倫理原則1条

35 施設は、被收容者の重度かつ長期化している精神衛生上のニーズを認識し、専門家によるサービスによってサポートをすること。被收容者は、治癒に向けての援助へのアクセスが妨げられないこと。

指標

指標（一般の精神衛生上の問題に関する指標に付加して）

- ・ 重度で長期化している精神衛生上の疾患を有する被収容者は、収容中だけではなく、社会復帰後の支援を含んだ多角的なケースマネジメントを受けること。
- ・ 深刻かつ長期化している精神疾患を有する被収容者は、治療上必要であれば、直ちに外部の専門家のもとに移送され、そこで治療を受けること。もし彼らが他の収容所に移送された場合でも、そのケアについて十分な医療サービスが提供されなければならないこと。
- ・ 臨床上必要な場合には、一般社会内での診察のために、速やかに職権仮放免などの解放措置がとられるべきこと。

参照

被拘禁者保護原則24条

社会権規約12条

医療倫理原則1条

薬物等の濫用

薬物やアルコールの問題を抱えた被収容者は、受け入れ時に識別され、収容中を通じて効果的な治療とサポートを受けられること。

期待される状態

36 薬物やアルコール依存の被収容者は、安全で効果的かつ個人のニーズに合った医学的な治療を受けること。

指標

- ・薬物やアルコールに依存している被収容者は、スクリーニングと検査の後に、初期段階の治療を提供されること。同意を得た上で、既に指示されていた治療法が継続されるか、あるいは同等のものが提供されること。
- ・被収容者が到着した翌日には、専門のスタッフは、適切な安静化、回復、もしくは解毒のプログラムを決定するために、網羅的な診断を行うこと。その治療法は柔軟で、一般社会内において適用される普遍的なものであり、かつ、薬物もしくはアルコール依存の被収容者のニーズに適切に見合うものであって、安全な環境のもとで専門のスタッフによって提供されること。
- ・治療は個人の状況を考慮するものであること。考慮すべき状況には、妊娠中かどうか及び出身国における類似治療の継続可能性を含む。
- ・被収容者は、治療計画の策定及びその査定作業に積極的に関わること。
- ・アルコール、薬物、たばこを避けるための効果的な方策が採られること。
- ・専門家による複数の診断サービスが精神衛生及び薬物関連の問題を経験した被収容者のために提供されること。
- ・広範囲かつ効果的な、アルコール、薬物及びたばこの回避措置が採られること。

参照

被拘禁者保護原則24条
社会権規約12条
医療倫理原則1条

37 被収容者は、広範な社会心理学的な関与及びサービスに迅速にアクセスできること。これは被収容者のニーズに見合ったものであること。

指標

- ・効果的な薬物及びアルコール対策が適切に存在すること。薬物及びアルコール対策は、詳細なアクションプランを伴い、ニーズの分析によって情報提供がされ、特定の結果に焦点を当てた目標と明白な説明責任を含むものであること。
- ・被収容者は、収容の当初から、拘束期間を通じて、薬物及びアルコールに関して取り得る対策について情報提供を受け、そのニーズに合った援助を求めることを奨励されること。
- ・アルコールの問題を抱える者を含む被収容者は、その個別のニーズに見合った広範囲な社会心理学的な関与に迅速にアクセスできること。

- ・社会心理学的な関与は医療上の治療に統合されること。

参照

被拘禁者保護原則24条

社会権規約12条

医療倫理原則1条

サービス

被収容者は、個人的な要望に見合った多様な食事を提供され、食事は宗教、文化及び一般的な食品安全性及び衛生上の基準に従って用意されること。被収容者は、多様なニーズに見合った適切な範囲の物品を、適正価格で安全に購入できること。

期待される状態

38 被収容者は、宗教的、文化的、その他特別な食に関する要請を含む、特有のニーズに見合った、多様で、健康的かつバランスの取れた食事を提供されること。

指標

- ・毎日最低1回はしっかり調理された食事が提供されること。
- ・被収容者は食事を選択できること。これには、ヴェジタリアン、ヴィーガン、宗教、文化及び療養食向けの選択肢も含む。全てのメニューの選択肢は同等のものが提供されなくてはならない。
- ・被収容者は、翻訳されたメニューから選択することができ、それには料理の写が含まれ、その食事が異なる文化や宗教的な規律及び食習慣に合致しているかどうかを示されていること。
- ・被収容者は、官給食の担当者によって定期的に読まれる食事のコメントブックに、彼ら自身の言語で、いかなるコメントも記録することができること。
- ・被収容者は、食事について相談を受けること。官給食検討委員会を設け、被収容者からそこに代表を出すこと。
- ・食事時間は、適切に間隔が空けられること。昼食は正午前に提供されてはならず、夕食は午後5時より前ではない。
- ・朝食は、それが食べられる朝に配膳されること。
- ・もしその日の最後の食事と翌日の朝食の間が14時間以上あるのであれば、追加の軽食と温かい飲み物が夜に提供されること。
- ・施設に到着した被収容者、遅くに解放される被収容者及び妊娠中の女性には、追加の適切な食事の提供を受けられるようにすること。
- ・被収容者は、彼ら自身の文化に合った食事の準備に参加できること。彼らは自分自身や友人のために、自分で調理できるときには、その共用キッチンにアクセスできること。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)
 あらゆる形態の宗教及び信仰に基づく不寛容及び差別の撤廃宣言1条(3)
 国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言1条、2条、4条(1, 2)
 ヨーロッパ人権条約9条

39 被収容者の食料は、文化、宗教その他の特別な食に関する要請及び一般的な安全性及び衛生基準に従って保管・準備・提供をされること。

指標

- ・食料の調達、貯蔵、準備、配布、給仕に関連する宗教、文化及び他の特別な食料に関する被収容者の要望を十分に汲み上げ、その結果を被収容者に伝えること。
- ・食料の貯蔵、準備もしくは給仕されるエリアは、食料の安全性及び衛生に関連した基準に適合すること。
- ・食料関連に従事するスタッフ及び被収容者は、健康診断と訓練を受け、適切な服を着用すること。被収容者は食料関連の業務に必要な資格を取得できること。
- ・被収容者は、共同で一緒に食事を取れること。

参照

被拘禁者保護原則1条、2条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言1条、2条

40 被収容者は、多様なニーズに見合った適切な範囲の物品を適正価格で購入できること。

指標

- ・被収容者は、生活必需品を1週間に1回支給されること。
- ・被収容者は、終日軽食や飲み物を購入できること。
- ・被収容者は、その文化に対応した物品を一定範囲揃えている店にアクセスできること。これにはスキン・ケア及びヘア・ケア商品を含むこと。
- ・値段は表示され、適正であること。
- ・施設内部では支給されないが購入を認められている他の物品については、被収容者が購入できるための手配を適切に行うこと。
- ・被収容者は、自身の現金に制限なくアクセスでき、施設により現有する所持金の記録が保持されること。外貨は適切なレートで両替できること。

参照

被拘禁者保護原則1条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言1条、2条

エクスペクテイションズ(期待される状態)

セクション3:活動

施設は、被収容者の精神的、肉体的な健康を保持し、促進するための活動を奨励し、設備を提供すること。

活動

施設は、被収容者の精神的、肉体的な健康を保持し、促進するための活動を奨励し、設備を提供すること。

期待される状態

1 被収容者は、被収容者の人数に見合った設備と活動に定期的かつ平等なアクセスができること。

指標

- ・活動及び設備は、肉体的・精神的な刺激を与え、退屈させないものであること。それらには子ども向け、大人向けの適切な屋外活動を含むこと。活動は毎日行うことができること（夜間も含む）。
- ・提供される活動の範囲は、全被収容者のニーズに見合ったものであること。これには短期、長期の被収容者、保護されるべき特質を持った被収容者のニーズも含む。
- ・被収容者は、施設内を自由に移動できること。いかなる制限も、危険があるという明白な証拠があつてはじめて正当化される。
- ・活動は効果的に促進されること。
- ・活動が被収容者のニーズに合っているかどうかを確認するために効果的なモニタリングと評価がされること。
- ・被収容者は、スケジュールが重なった結果として活動への参加や施設の使用ができないということがないようにすること。
- ・適切な範囲のリクリエーション活動及びそのための設備が存在すること。

参照

被拘禁者保護原則1条

2 被収容者は、そのニーズに見合った学習と技能習得の機会を受けられること。

指標

- ・被収容者は、語学教室を含む多様な教室、トレーニングや創造的な娯楽（絵画、彫刻、音楽など）に参加することができること。その範囲、頻度、時間及び質は被収容者ごとのニーズに見合ったものであること。
- ・被収容者は、短期かつより効果的な教育及びトレーニングを受けられること。
- ・指導者と管理者は、適切な専門知識を有すること。
- ・効果的なアレンジにより学習と技能習得の機会の質を保証し、促進すること。

参照

社会権規約13条(1)

3 適切かつ十分な範囲の有償の仕事に被収容者が就けること。

指標

- ・被収容者は、施設内で有償の仕事に従事できること。
- ・仕事へのアクセスは、明白な危険の証拠が無い限り制限されないこと。
- ・求人は適時、透明性をもって適切に行われること。
- ・報酬基準は平等であること。
- ・被収容者は、仕事をするにあたって、適切なトレーニングを受けること。

参照

社会権規約6条、7条

4 被収容者は、そのニーズに合った適切な図書室をいつでも利用できること。

指標

- ・被収容者のニーズに見合った十分な蔵書等を備えた図書室を設置すること。この蔵書等には、被収容者における主要な言語や、国に対応した言語の本、新聞、辞書、CD、DVDを含む。
- ・図書室は良く組織され、訓練を受けたスタッフによる適切な管理がされること。
- ・被収容者は、もし蔵書等を図書室から持ち出せない場合には、蔵書等を利用する適切な時間があること。

参照

被拘禁者保護原則28条

5 フィットネスの供給は、安全で全被収容者のニーズに見合ったものであること。

指標

- ・適切な資格を有する指導者のいるフィットネス設備を収容施設に設け、被収容者はそこにアクセスできること。
- ・被収容者は、毎日フィットネスの設備を利用できる機会があること。
- ・最初にフィットネス設備を利用したり、激しい運動をする前に、全ての被収容者は医療部門スタッフによる評価を受け、その情報はフィットネスのスタッフが容易に入手できること。
- ・フィットネス設備を利用する被収容者は、衛生用品一式を利用できること。
- ・被収容者は、運動の後にシャワーを利用できること
- ・事故及び怪我の記録は定期的にモニタリングされ、適切な措置が採られること。

参照

被拘禁者保護原則1条

法執行官のための行動要領6条

エクスpekテイションズ(期待される状態)

セクション4:送還及び解放への準備

被収容者は、家族、友人、サポートグループ、法定代理人、法律専門家とのコンタクトを維持できること、出身国情報にアクセスできること、解放、移動及び送還に向けての準備がなされること。被収容者は、所持品を持ち続けることができ、あるいは取り戻せること。

福祉
面会
コミュニケーション
送還及び解放

福祉

被収容者は、収容期間中、福利部門によってサポートされ、収容期間中に解放、移動及び送還に向けて準備がなされること。

期待される状態

1 被収容者は、福利部門により、収容に起因する現実的な問題についての助力と、解放、移動及び送還に向けた準備の援助を受けること。

指標

- ・収容施設には福利部門を設けること
- ・被収容者は、援助が必要なことについて、福利部門のスタッフから24時間以内にプライバシーに配慮された状態でのサポートを得ることができること。
- ・被収容者の解放もしくは送還についてのニーズや関心事は、福利部門のスタッフによって施設への入所手続の際に対処され、関心事は継続的な福利部門によるケースワークを通じて対応される制度を設けること。
- ・福利部門のスタッフは、解放前に全てのニーズに対処がされていることを確保するために全ての被収容者と面談すること。
- ・被収容者は、福利部門のことの説明を受け、彼らに容易にアクセスできること。
- ・福利部門のスタッフは、被収容者からの全ての要望を記録し、フォローアップすること。
- ・福利の仕事の効果について、数値を出して審査されること。
- ・福利部門のスタッフは、適切に選抜され、トレーニングを受けること。
- ・福利部門のスタッフは、被収容者の福祉をサポートする外部福祉機関と適切な関係を持つこと。

参照

被拘禁者保護原則1条、19条

面会

被収容者は、外部の世界とのコンタクトを容易に維持できること。面会は、清潔で、人格に配慮した、安全な環境で行われること。

期待される状態

2 被収容者は、面会への定期的かつ容易なアクセスを通じて外部の世界とのコンタクトを維持すること。

指標

- ・被収容者は、毎日、夜間を含め、最低2時間以上継続可能な外部の者との面会を受けられること。
- ・面会は予約可能であり、面会者が希望日に面会できるような予約システムを構築すること。これは予約なしでの面会を拒絶するものにはならないこと。予約のシステムは誰でもアクセス可能で、日本語に通じない者も含めた面会者の数及び多様な要求を取り扱うことができるものであること。
- ・被収容者への面会は、時間通り始められること。
- ・ボランティアの面会グループは、施設によって積極的にサポートされ、その存在は被収容者に知らされること。
- ・面会時間の延長は、必要に応じて容易に出来るようにすること。

参照

被拘禁者保護原則19条

3 被収容者と面会者は、そのニーズに見合った、清潔で人格に配慮した、安全な環境において面会ができること。

指標

- ・面会者は、施設のスタッフにより、敬意を払われ、礼節を持って対応されること。
- ・面会は開放的な環境でなされること。
- ・面会者へのセキュリティチェックは必要最小限であること。
- ・そのため、被収容者、面会者への身体検査及び所持品検査は、宗教的にも文化的にも慎重な方法で執り行われること。
- ・被収容者への面会者は、その施設への経路、面会時間及び彼らが到着したときに必要な事柄の詳細について、情報提供されること。
- ・もし公共交通機関が施設から距離がある場合や、本数が少ない場合には、面会者のニーズに見合った施設への往復のための輸送手段が施設によって提供されること。
- ・面会者は、面会室に持ち込むことが許されない個人的な持ち物はどんなものであれ、それらを保管するためのロッカーを提供されること。
- ・被収容者及び面会者は、原則として、面会スペースに自由に文書を持ち込むことができること。
- ・被収容者と面会者は、面会スペースで適度な身体的な接触を許されること。

セクション4:送還及び解放への準備

- ・面会者と被収容者は、面会についてスタッフにフィードバックを与え、改善点について提案し、もし必要であれば苦情を申し立てることができること。
- ・面会者は、面会中に一定の軽食や飲み物を買うことができること。

参照

被拘禁者保護原則1条、19条

コミュニケーション

被収容者は、あらゆる通信手段を用いていつでも外部とのコンタクトを維持できること。

期待される状態

4 被収容者は、あらゆる通信手段に常時アクセスでき、外部とのコンタクトを維持することができること。

指標

- ・常に電話が十分に使用できること。
- ・被収容者は、一般と同等のレートで通話することができること。
- ・お金のない被収容者は最低でも1週間に1回、10分間の無料通話が提供されること。
- ・被収容者は個人のEメールアカウントを利用することができ、コミュニケーション、情報収集及び娯楽の目的で、インターネットに自由にアクセスできること。被収容者は添付ファイルを開けること。
- ・被収容者は、迅速かつ容易にファクスの送受信ができること。法的文書を確実に送受信するため、それは無料でその量にも制限はないこと。
- ・被収容者は、お金がなければ手紙を無料で送ることができ、その方法についての情報も提供されること。これは施設外で手紙を送るのと同レベルのサービスが提供されること。

参照

被拘禁者保護原則19条

送還及び解放

収容施設の退所にあたって、被収容者は、その解放、移動もしくは送還のために準備がされること。被収容者は、慎重かつ人道的に取り扱われ、所持品を保持し、もしくは返還されること。

期待される状態

5 被収容者は、解放、移動もしくは送還のための準備につき援助を受けること。

指標

- ・被収容者は、他の施設への移動、解放もしくは送還については、いかなるものであっても、理解できる言語で相当な通知を受けること。
- ・脆弱なあるいは危害のリスクがあるとみなされている被収容者は、多角的な援助とリスク評価を受けること。
- ・被収容者は、施設からの解放、移動もしくは送還される時期について、法律専門家、家族及び友人に情報を提供できること。そのため、電話及びファクスが無料で利用できること。
- ・他の施設に移動させられる者は、その決定について記された書面を渡され、彼らが移動される先の施設についての情報提供がされること。
- ・被収容者が施設を去る時には、健康診断の結果を含む医療文書のコピーを被収容者に交付するか、引継ぎがされること。
- ・送還される被収容者は、行き先の国において受けられる支援の情報が提供されるべきこと。
- ・薬物濫用の問題を抱える被収容者は、別の施設もしくは解放される場合には、一般社会内で引き続き治療を受けられること。彼らは、彼らが理解できる言語で、その出身国における、その薬物濫用対策について情報提供を受けること。

参照

被拘禁者保護原則14条、16条
社会権規約12条

6 送還もしくは解放される被収容者は、慎重かつ人道的に取り扱われること。被収容者は所持品を保持し、もしくは返還されること。

指標

- ・被収容者が送還に先立ち重要な所持品の返還を受けることができ、もし必要であれば日本国内における身辺整理の援助を受けられるようなシステムが適切に存在すること。
- ・送還される被収容者は、彼らが行く先の気候に適した衣服を有していること。
- ・被収容者は、適当なバッグに入れて自らの身の回り品を持ち運べること。
- ・送還を試みている間に被収容者に対して暴行がされたと主張がされ、それらが医学上の根拠によって裏付けられる場合は、捜査機関によって徹底的に調査され、その目的のために送還は延期されること。
- ・施設を離れようとする被収容者は、迅速に面会を受けることができること。

- ・被収容者には安全に最終目的地まで到達する方法が提供されること。

参照

拷問等禁止条約12条、16条

被拘禁者保護原則1条、19条

法執行官のための行動要領2条

ヨーロッパ人権条約選択議定書1条(1)

エクスpekテイションズ(期待される状態)

セクション5:短期収容施設

被収容者は、安全に、その地位についての不安定さに適切な関心をもって拘束されること。

安全

護送車及び移動

到着

いじめ及び個人の安全

自傷行為及び自殺の防止

安全保護（リスクある成人の保護）

子どもの保護

実力行使

法的権利

案件管理

尊厳

住居

積極的な関係

平等および多様性

苦情

食事

活動

送還及び解放の準備

安全

護送車及び移動

被収容者は、施設へ、あるいは施設からの旅程において、安全でかつ適切で効率的な取り扱いを受けること。

期待される状態

1 被収容者は、護送の間適切なコンディションで移動し、敬意をもって取り扱われること。

指標

- ・護送スタッフは、被収容者に対して礼儀正しく敬意をもって接すること。
- ・被収容者は可能な限り最短の時間、車の中に拘束されること。
- ・護送中の被収容者は軽食を提供され、もしその旅程が2時間半を超える場合には休憩を取る。収容と移動は厳密に記録化されること。
- ・被収容者は、収容施設を巡る過剰な移動を強制されないこと。夜間の移動は絶対に最小限に留められるべきであり、そのような移動は特別な理由に基づくもので、移動の文書に明確に記録されなくてはならない。
- ・被収容者は、安全で、確実で、清潔で、肉体的にも精神的にも苦痛を感じさせない車で護送されること。その車には所持品を収納するのに適切な保管場所があり、女性や子どものような特定のグループのニーズに適応できるような緊急衛生用品を備えていなければならない。
- ・護送スタッフは、被収容者が適切な食事と飲み物を受け取れることを保障すること。
- ・参照

被拘禁者保護原則1条, 5条(2)

法執行官のための行動要領2条

子どもの権利条約3条

自由権規約10条(1)

2 被収容者は、護送中常に安全であり、特有のニーズは認識され、適切な注意が払われること。

指標

- ・男性と女性の被収容者及び子どもは、親族関係がない限り別々に移送されること。
- ・妊娠中の女性や、乳幼児、子どものいる女性、障がいのある被収容者のような特別なニーズのある被収容者が尊厳ある態様で移送されるため、適切な車が使われること。
- ・子どもを護送するスタッフは、犯罪に関するより厳密なバックグラウンド・チェックを受けなくてはならず、安全確保と子どもの福祉に必要な保護及び擁護を確保する条約上の義務について訓練を受け、十分精通していること。
- ・特有のニーズ及びリスクに関する情報は、収容施設間で共有され、護送スタッフにも知られること。

- ・護送中に薬を服用する必要がある被収容者については、服用できるようにすること。
- ・拘束具は、原則として使用しない。個別のリスクの評価によって正当化される場合のみに使用することができる。これには、外部の医師もしくは歯科医の予約のために訪れる場合を含む。
- ・収容施設の長もしくは地方入国管理局の長は、収容に先立ち、子ども及び家族の関連する背景情報を収集し、護送スタッフに利用できるようにすること。
- ・スタッフは、被収容者に対し、移送の準備のため、つまり適切な服を着たり、重要な所持品を取り揃えたりするために、妥当な時間を与えるものとする。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)
子どもの権利条約3条、37条(c)
世界人権宣言3条

3 被収容者は、自分たちがどこに行くのか、なぜ移動させられるのか、そして到着したところではどのようなことが待ち受けているかを理解していること。

指標

- ・被収容者は、彼らが理解できる言語で、計画されている移動について適切な通知を受け、その理由を告げられること。彼らは、家族や法律専門家に対して電話をすることができるための十分な時間が事前に得られること。もし彼らに手段がなければ無料でできるようにすること。
- ・被収容者は、彼らが理解できる方法と言語で情報を与えられること。

参照

被拘禁者保護原則13条、14条、16条(1)、(2)、18条、19条
弁護士の役割に関する基本原則8条

到着

被収容者は、敬意をもって取り扱われ、安全かつ適切な状態にされること。家族の居住設備はそれに相応しいものであること。

期待される状態

4 被収容者は、施設に到着した時に、安全に感じ、かつ、実際に安全であること。

指標

- ・妊婦や、高齢者、障がいのある者、メンタルヘルスに問題のある被収容者のような特定のニーズがある被収容者は、適切な優先的取り扱いを受けること。
- ・被収容者は、差し迫った危険とニーズを立証するために、プロの通訳を利用して個別のインタビューを受けること。
- ・施設で最初の夜を過ごす被収容者に対しては、その夜を通じてその健康状態を点検するスタッフによりサポートがされること。
- ・被収容者は、入国者収容所等視察委員会に接触する方法について説明を受けること。
- ・重要な情報は、被収容者が理解できる口頭及び文書の形式で与えられること。

参照

被拘禁者保護原則2条、5条(2)、24条
世界人権宣言3条

5 被収容者は、施設に着いたとき敬意ある取り扱いを受けるべきこと。

指標

- ・被収容者は、清潔で管理され、その目的に適った受入エリアに迅速に受け入れられること。
- ・被収容者は、受け入れ時にスタッフによって丁寧に挨拶されること。スタッフは被収容者の国籍との第一言語及び他の使用言語を確認すること。
- ・受け入れスタッフの男女比は、被収容者を受け入れ、検査手続を行うのに適切なものであること。被収容者に対する検査は、その適性に応じた丁寧なものであること。
- ・翻訳された情報が告示、本及びDVDの形態で提供され、施設及び手続の詳細が与えられること。通訳は必要に応じて提供されること。
- ・被収容者は、必要であれば医療部門にアクセスできること。
- ・もしパスポートや他の文書がスタッフによって預かれるのであれば、被収容者はその理由の説明とともに、受領証とその文書のコピーを受け取れること。
- ・被収容者は、受け入れ時に秘密で無料の電話ができること。
- ・被収容者には、到着時に飲み物と食事が提供されること。
- ・被収容者は、個別のリスク評価で不適切とされない限り、全ての衣類を手元に置くことができること。
- ・被収容者は、到着後すぐにシャワーを利用できること。必要であれば、清潔な衣服が提供されること。
- ・24時間以上収容されている被収容者は、健康面でのスクリーニングを受け、医師が不適当と判断しない限り、既に処方された薬を使用し続けることができること。

- ・被収容者は、到着時に基本的な洗面用具を受け取るか、あるいは手元に置いておくことができること。

参照

被拘禁者保護原則1条、13条、14条、16条、19条、24条

法執行官のための行動要領2条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言2条(1)

自由権規約10条(1)

いじめ及び個人の安全

被収容者は、いじめや虐待に対して安全に感じ、かつ実際に安全であること。

期待される状態

6 被収容者は、他の被収容者及びスタッフから安全に感じ、かつ実際に安全であること。

指標

- ・被収容者を収容する施設は常時安全に管理されていること。被収容者は、必要なときに援助を要請する方法について知っていること。
- ・被収容者の行動について期待されるべき基準を定めた行動準則が、被収容者の主要言語によって公表され、すぐに入手できること。
- ・スタッフは、潜在的ないじめ及びあらゆる形態の虐待に敏感であること。
- ・スタッフは受け入れがたい行動に立ち向かい、その改善に取り組むこと。
- ・被収容者は、意に反した性的関心の対象とされないこと。
- ・女性の被収容者は、離れた収容エリアを選択できるようにすること。
- ・女性のために、男性とは区別されたプライベートな居住設備が提供され、そこには個々のトイレ、シャワーと洗面設備があること。
- ・被収容者は、部屋を共有することに関するリスク評価がされるまでは、共有の居住スペースを割り当てられないこと。

参照

被拘禁者保護原則1条、13条、14条
世界人権宣言3条

自傷及び自殺防止

施設は、被収容者の自傷や自殺のリスクを減少させるための、安全で安心な環境を提供すること。

期待される状態

7 施設は、自傷と自殺のリスクを減少させるような安全な環境を提供すること。

指標

- ・自傷のリスクを把握するために、各スタッフは医師とも連携しつつ、綿密に情報を収集し、共有し、対応すること。
- ・全てのスタッフは、自殺防止のため十分に訓練を受け、復習が適切にされること。
- ・部屋とトイレは、首つり自殺をできないような設備にすること。
- ・送還が差し迫っているようなハイリスクな時間には、被収容者は監視されること。
- ・自傷事件は、念入りに監視され、いかなる傾向であるか評価し、予防の方法を実行するために定期的に分析されること。深刻な事件が起きた場合には、そこからどのような教訓が得られるかを評価し、良い実践を促すために迅速な調査がされること。
- ・食事を取らなかった場合には、スタッフは食事拒否の可能性を警戒すること。
- ・スタッフは常に紐を切るためのナイフを携行すること。

参照

法執行官のための行動準則6条
世界人権宣言3条

安全保護(リスクある成人の保護)

施設は、全ての被収容者、特にリスクのある成人に対して福利を促進すること。そして彼らをあらゆる種類の危害と放置から守ること

期待される状態

8 被収容者、特に脆弱性のある者には、危害と放置から守られる、安全で安心な環境が提供されること。彼らは安全で効果的なケアと援助を受けること。

指標

- ・被収容者の直面しうる危険性もしくはハンディキャップが的確に認識され、無視されないこと。
- ・脆弱性を有するため保護やサポートの必要な被収容者を的確に識別し、脆弱性の性質を適切に認識するガイダンス（手引き）を整備すること。
- ・かかる脆弱性が的確に認識されることに加え、危害や虐待のリスクを減少させ、更に危害や虐待の発生を防止するための手引き、手続と福利サポート体制が整備されていること。
- ・虐待があったとの申出がなされ、あるいは虐待の発生が疑われる場合には、被収容者を保護するため、即時に適切な行動が取られること。
- ・被収容者について保護やサポートの必要性があると評価された場合、これに対処するため個別の保護プランが策定され、実施されること。
- ・個別の保護プランは、各分野のスタッフが関与して策定・実施され、常に評価されること。
- ・全てのスタッフが、脆弱性のある者（成人）を含めた被収容者の安全保護に関する最新の行政府若しくは公的機関作成のガイダンスにアクセスできるようにし、安全保護のための手続も、必要な手続をどのように参照するかの方法を含めて全て周知徹底され、かつ確実に用いられるようにすること。
- ・安全保護のための手続を実施するにあたって、以下のポリシーが尊重されること。
 - （与えられるケアや処置につき）被収容者が自己決定能力を有するものと推定されるべきこと
 - 自己決定権の行使にあたって、必要な支援を受ける権利の保持
 - 最も賢明なものとは必ずしも言えない決定を行う権利の保持
 - 最善の利益の追求
 - 介入は最小限にとどめられること
- ・被収容者の理解力及び同意する能力を支援するために、弁護士や適切な専門家へのアクセスが適切に提供されること。
- ・収容施設は、被収容者の取り扱いと管理に関して、スタッフに被収容者個人の行動に対して強い正当な関心を向ける義務について周知させるための行動要領を設けること。スタッフがこのような関心を抱くことの正当性について自信を持ち、安心に感じられるようにすること。
- ・スタッフは、脆弱性のある者（成人）を保護する自らの個別的・職業的責任を認識し、適切な訓練を受けること。
- ・スタッフは、必要な法令に則った採用及び選抜の手続を経ること。

参照

拷問等禁止条約11条、12条、16条

法執行官のための行動要領6条

世界人権宣言3条

子どもの安全保護

施設は、子どもの福利を促進し、彼らをあらゆる種類の危害や放置から守ること。

期待される状態

9 子ども達は安全な環境下で適切に保護されること。全てのスタッフは安全を保護し、その福利を促進すること。

指標

- ・網羅的な子どもの保護政策と手引きが適切に存在すること。
- ・個々の子どもの福利に関連するニーズは、収容するかどうか及び収容のプロセスを通じて考慮されること。
- ・同伴者のいない子どもは、到着後速やかにソーシャル・サービスに委託されること。
- ・子どもが収容されるのは、例外的な状況で、最低限の時間であること。
- ・子どもと接触する全てのスタッフは、適切に選抜され、訓練されること。
- ・スタッフは、子どもの取り扱いに関連して、同僚の行動につき関心を持ち、必要に応じて是正を促すこと。スタッフは、自信を持って、安全にこのような対応ができるようにすること。
- ・収容されている子どもの数、年齢及び期間について定期的にモニタリングがされること。
- ・

参照

子どもの権利条約3条、19条、37条(b)

実力行使

実力行使は、最後の手段として、正当な理由がある場合のみ許容されること。

期待される状態

10 被収容者は適法な用途で最後の手段として、かつ必要最低限の時間のみ実力行使を受けること。

指標

- ・実力行使は、厳格な管理を受けること。
- ・全てのスタッフは、興奮を静めるテクニックの訓練を受け、それを促されること。
- ・あらゆる実力行使は、適切に権限が与えられたものであり、ビデオで正確かつ広範囲に記録され、効果的に監視されること。
- ・制圧はどんな場合でも、文書化され、スタッフはこれらの手続について訓練を受け、事後的に入国者収容所等視察委員会による調査がされること。
- ・手錠は、それらの使用を正当化する証拠があり、かつ適切な権限がある場合のみに使用すること。
- ・制圧を受けた被収容者は、制圧から解かれた後なるべく早くに、医療部門のスタッフのメンバーによる診察を受けること。
- ・隔離を続けられている被収容者は、適切な居住施設に入れられ、その肉体的、感情的、精神的な状態について念入りなモニターを受けること。スタッフは正確な記録を続けること。

参照

法執行官による実力と武器の使用に関する基本原則15条

法執行官のための行動要領3条

法的権利

被収容者は、自らの収容に関して十分な情報を与えられ、それを理解すること。被収容者は、自らの法的権利を自由に行使することについて、施設のスタッフによってサポートされること。

期待される状態

11 被収容者は、施設のスタッフによって、自らの法的権利を自由に行使するためのサポートを受けること。

指標

- ・被収容者は自らの法的な文書を手元に置くことができること。
- ・被収容者は、迅速に、理解できる言語で、適切な法的アドバイスを受け、代理人をつけることができること。
- ・被収容者は、理解できる言語で、施設到着後すぐに法的助言及び法的救済手段について情報提供を受けること。
- ・被収容者は、法律専門家に妨害されずにコンタクトできること。電話に加えて、ファクス及びEメールが無料で提供されること。
- ・代理人は、依頼者に秘密で面会し、インタビューできること。
- ・被収容者は理解できる言語で、法律専門家の質について苦情を言う方法について情報提供を受けること。
- ・被収容者は、最新の法律のテキストブックや、自らの個人的な文書及び自らの入管もしくは庇護申請のケースについて助けとなる必要な他のレポートや資料へのアクセスができること。法的救済手段の申請フォームや手続についての情報が入手できること。

参照

被拘禁者保護原則11条、13条、14条、17条、18条
弁護士役割に関する基本原則1条、2条、5条、7条、8条
居住国における無国籍者の人権宣言5(1)(c)

案件管理

収容は、明白に関連した個人的な理由に基づくものであること。収容は最低限の必要な期間に限られること。

期待される状態

12 被収容者は、なぜ自らが収容されているか理解していること。理由は明白な関連性があり、かつ適切に再審査されること。

指標

- ・被収容者は理解できる言語で、彼らが収容された個別の理由の記載された書面を受け取ること。
- ・スタッフは、被収容者に自らの状態及び権利について、理解できる言語で説明をし、進展に応じて最新情報を提供すること。

参照

被拘禁者保護原則11条、14条
 居住国における無国籍者の人権宣言5(1)(c)
 サードイ対英国事件判決 (Saadi v United Kingdom、25頁参照)

13 収容は必要最小限の期間のみとされ、被収容者は自らのケースについて情報提供を受け続けること。

指標

- ・案件管理は迅速に進められ、被収容者はその進展状況について絶えず情報提供を受けること。
- ・被収容者が、自分の主張を十分に表現し、かつ自らの権利やいかなる重要な決定についても理解できるように、スタッフとの面談の際には、通訳人が常に利用可能であること。
- ・収容に適さない被収容者が迅速に識別され、適切に評価されること。それらケースは入管により優先課題として評価されること。
- ・人身取引の犠牲者と思われる者は、収容せず、適切な保護を提供すること。

参照

被拘禁者保護原則1条、24条
 法執行官のための行動要領6条
 居住国における無国籍者の人権宣言5条(1)(c)

居住施設

被収容者は、安全で、清潔で適切な環境に居住すること。

期待される状態

14 被収容者は、修繕が施された良好な状態の、その目的に適った、安全で、清潔で、適切な環境に居住すること。

指標

- ・居室は適切に換気がされ、快適な温度を保ち、分離した禁煙エリアを準備するか、あるいは禁煙とされること。
- ・被収容者は、綺麗で、正常に作動する、プライバシーが保たれた性別ごとの衛生設備と洗面設備にアクセスできること。
- ・女性は、生理用品が無料で入手でき、乳幼児のおむつ替え設備があること。
- ・全ての被収容者は、緊急時に、スタッフの注意を容易かつ迅速に得られること。
- ・施設の物理的及び手続的なセキュリティに明白な弱点や異変が無いこと。
- ・被収容者の所持品は、安全に保管され、適切な説明がされること。
- ・施設の環境は、抑圧的ではなく、被収容者の人口に比して、適切で安全上の要請のみによって制限される移動の自由があること。
- ・十分快適なベッドと座ることのできるエリアが、収容されている人数分提供され、これらは相応のもので、修繕が施された良好な状態であること。
- ・居室を一夜を超えた居住施設として用いる必要がある場合は、適切な睡眠、衛生及び食事の提供を受けること。
- ・カップルと家族は、個々の家族のメンバーが18歳を超えている場合であっても通常一緒に留置されること。家族は、一つのユニットとして一緒に食事をすることができ、一緒かあるいは隣り合った部屋に置かれること。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)
自由権規約10条(1)
世界人権宣言10条(1)

積極的な関係

被収容者は、全てのスタッフから、敬意と、その状況の不安定さ及び文化的な背景について適切な関心を払われて取り扱われること。

期待される状態

15 被収容者は、常に彼らの尊厳に対する慈愛と敬意を持って取り扱われること。被収容者とスタッフとの関係はポジティブで礼儀正しいものであること。

指標

- ・スタッフの被収容者への対応は、公平で礼儀正しいものであること。
- ・スタッフは、自身の義務を果たすことで、人としての範たること。
- ・スタッフは、新しい被収容者に対して自己紹介をし、自らの名前と地位をはっきりと表示した識別票を身につけること。被収容者のニーズについての情報はスタッフ間で慎重にコミュニケーションが取られること。
- ・スタッフは、常に被収容者と積極的に関わること。

参照

- ・被拘禁者保護原則1条
- ・法執行官のための行動要領2条
- ・自由権規約10条(1)

平等及び多様性

被収容者の多様な背景及び異なる文化的背景について理解があること。保護されるべき特性のいずれについても、その特有のニーズが認識され焦点が当てられること。この特性には、人種、国籍、宗教、障がい、性別、性転換、性的指向及び年齢、妊娠を含む。

期待される状態

16 スタッフは、保護されるべき個々の特性をいずれも認識し、敬意をもって尊厳の保たれた安全な環境作りに取り組むこと。

指標

- ・全ての保護されるべき特性は、グループの人数にかかわらず、認識され、焦点を当てられること。
- ・スタッフは、平等と多様性について訓練をうけ、被収容者の背景事情について知識を有すること。
- ・被収容者は、いかなる差別の事態についても公式な苦情を申し立てることができ、申し立てにあたって助力を受けられること。
- ・管理者とスタッフは、全ての民族、国籍、文化及び他の多様なグループについての理解を促進し、敬意を表すこと。スタッフ、面会者及び被収容者による不適切な言動や行動に対しては、その改善に取り組むこと。

参照

被拘禁者保護原則33条
 法執行官のための行動要領2条
 人種差別撤廃条約7条
 国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言1条、2条(1)

17 全ての多様なグループの被収容者は、平等かつその特有のニーズに従って取り扱われること。

指標

- ・施設内における規則や基準が平等に適用されているかどうかについての審査がなされること
- ・被収容者は自身の宗教を実践し、一般的な宗教用具が入手できること。
- ・障がいのある被収容者及び面会者のニーズに合わせた設備が提供されること。
- ・日本語が流暢ではない被収容者のためにプロの通訳が利用されること。

参照

被拘禁者保護原則1条、14条
 人種差別撤廃条約7条
 障害者の権利に関する条約4条、5条
 国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言1条、2条(1)、4条
 ヨーロッパ人権条約9条

苦情

容易にアクセスでき、利用できる効果的な苦情申立手続が、被収容者の理解できる言語で彼らのために適切に存在すること。対応は時機に適ったものであり、被収容者に理解できるものであること。

期待される状態

18 苦情申立手続では、被収容者の秘密が守られること。それは、効果的で、時機に適ったものであり、被収容者によく理解されていること。

指標

- ・ 苦情申立手続が公表されること。
- ・ 被収容者は公式な苦情申立をいつでも秘密に行うことができ、施設の長や入国者収容所等視察委員会に対して苦情申立ができること。
- ・ 苦情申立の書式は、被収容者が理解できる言語のものが自由に入手できること。
- ・ 公式な苦情申立は公正に取り扱われ、迅速に対応されること。これには解決策もしくは将来のアクションについての包括的な説明のいずれかが伴うこと。苦情が適切に処理されるかどうかについてモニタリングがされること。
- ・ 回答は苦情申立に用いられたのと同じ言語で伝えられること。
- ・ 施設を去った被収容者に回答を伝えるために、関係諸機関が協力をすること。

参照

被拘禁者保護原則14条、33条

食事

被収容者は、その個人的な要望に見合った多様な食事を提供されること。食事は、宗教、文化及び一般的な食品安全性及び衛生上の基準に従って用意され、提供されること。

期待される状態

19 被収容者は、宗教的、文化的、その他特別な食に関する要請を含む、特有のニーズに見合った、多様で、健康的かつバランスの取れた食事及び飲み物を提供されること。

指標

- ・ 数時間収容される者は、温かい食事を提供されること。
- ・ 食事は、健康的で、変化があり、バランスがとれ、被収容者の多様なニーズに合ったものであること。
- ・ 軽食と温かい飲み物、冷たい飲み物が無料で与えられること。
- ・ 被収容者は、彼ら自身の言語で食事に対するいかなる苦情を出すことができ、これらの苦情は定期的に施設の長により確認・対応されること。
- ・ 食物を取り扱う全てのエリアは、適切な設備があり、適切な管理されていること。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)、33条

あらゆる形態の宗教及び信仰に基づく不寛容及び差別の撤廃宣言1条(3)

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言1条、2条、4条(1, 2)

ヨーロッパ人権条約9条

活動

施設は、被収容者の精神的、肉体的な健康を保持し、促進するための活動を奨励すること。

期待される状態

20 被収容者は、そのニーズに見合った設備に定期的かつ平等にアクセスできること。

指標

- ・被収容者が従事できる十分な活動と設備が存在すること。
- ・被収容者は、一定範囲の言語の本、新聞、辞書及びテレビ、DVDにアクセスできること。
- ・数時間留置される被収容者は、屋外での運動にアクセスできること。
- ・運動、遊ぶ機会や屋外にアクセスすることを含む、適切なレクリエーション活動が子どもたちに提供されること。

参照

被拘禁者保護原則1条、28条
子どもの権利条約31条

送還及び解放への準備

被収容者は、外部の世界とのコンタクトを維持し、解放、移動もしくは送還のために準備することができる。被収容者は所持品を手元に置か、もしくは返還を受けられる。子どものいる家族や特定のニーズのある者が収容される場合には、その福利にとって重要な物品の所持が必ず許されること。

期待される状態

21 被収容者は、面会と、あらゆるコミュニケーション・メディアへの容易なアクセスを通じて外部の世界とのコンタクトを維持できること。

指標

- ・被収容者は、電話を双方向で通話ができ、彼ら自身の携帯電話を利用できること。公衆電話を利用するための両替ができるようにされていること。
- ・被収容者は、Eメールを利用することができ、コミュニケーション及び情報収集のために、必要最小限度の閲覧制限がされたインターネットアクセスができること。
- ・実現可能な場所では、被収容者は外部の者による面会を受けられること。面会者は被収容者に物品を送付できること。
- ・地域や全国的な面会グループに関する情報を被収容者が得られること。

参照

被拘禁者保護原則19条

22 被収容者は、解放、移動もしくは送還の準備につき援助を受けること。

指標

- ・入管のスタッフは、被収容者が送還のための準備をし、法律専門家と相談をするのに適切な時間と設備を与えられることを保障するために、他の職員と協同すること。
- ・被収容者は法律専門家及び家族に、施設からの解放、移動もしくは送還の時期について無料で情報提供できること。
- ・さらなる収容のために移動させられる被収容者は、文書で理由を告げられ、彼らが移動されることになる場所についての情報を与えられること。
- ・送還される被収容者は、目的地の国において受けられる援助について情報提供されること。

参照

- ・被拘禁者保護原則1条、14条、17-19条

23 送還もしくは解放される被収容者は、慎重かつ人道的に取り扱われること。被収容者は、所持品を手元に置か、もしくは返還を受けること。

指標

- ・送還や解放は、慎重かつ人道的に取り扱われること。
- ・攻撃されやすい、自傷のリスクがある、もしくは粗暴とみなされている被収容者は、個別のリスク評価をされ、該当する場合には援助計画が作られること。
- ・送還もしくは解放に先立って、所持品返還や全ての所持金を会計から引出すための手配が適切にされること。
- ・送還される被収容者には、彼らが行く場所の気候に適した、基本的な衣服と、所持品を運ぶのに適当なバッグが準備されること。

参照

被拘禁者保護原則1条

法執行官のための行動要領2条

ヨーロッパ人権条約選択議定書1条(1)

エクスペクテイションズ(期待される状態)

セクション6:海外への護送

安全
尊厳
再統合に向けた準備

安全

被収容者は、安全に、かつその特有のニーズとリスクに適切な配慮を払われて護送されること。送還は法に則って指揮されること。護送を遂行するのに、保安や秩序維持を理由として過度の制約をすることは許されず、実力行使は最後の手段としてされること。

期待される状態

1 被収容者の送還は、適切な準備をされること。被収容者は、旅程の最初において、敬意をもって慎重に取り扱われ、スタッフは個別のニーズとリスクを理解すること。

指標

- ・被収容者は、送還される48時間前以降に、不必要なもしくは時間的に不適切な行程を強いられないこと。
- ・送還準備のために収容場所から被収容者を一か所に集める場合、慎重かつ人道的に行われること。脆弱だったり、自傷の危険があったり、粗暴だとみなされている被収容者は、リスク評価をされ、適切などころでは援助計画も策定されること。健康面、彼らが子どもと一緒にどうか、彼らに自傷他害のリスクがあるかどうかといった特別なニーズに関連する情報が、護送スタッフに引き継がれること。
- ・送還に先立って、所持品返還や全ての所持金を会計から引出すための手配が適切にされるシステムが存在すること。
- ・護送スタッフは、送還対象者に対して自己紹介をすること。
- ・被収容者のニーズに関する情報は、スタッフ間で慎重に取り交わされること。

参照

被拘禁者保護原則1条
法執行官のための行動要領2条
ヨーロッパ人権条約選択議定書1条(1)
自由権規約10条(1)

2 送還は、効果的、かつ合理的で、保安や秩序維持を理由とした過度な制限がされないこと。

指標

- ・被収容者の検査は、慎重に行われ、スタッフの男女比率は男女をケアするのに適切なものであること。
- ・被収容者への指示は、明確で、合理的かつ敬意が払われたものであること。
- ・規則は、透明性、公平性、一貫性をもって適用されること。
- ・スタッフは、脅したり、怖がらせたりするような行動をしないこと。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)
法執行官のための行動要領2条

3 実力行使は、最後の手段として行われ、最低限、最短の時間のみ用いられること。

指標

- ・実力行使は、最後の手段として行われ、必要以上の時間行っはならず、厳格な管理をした監視に服すること。
- ・制圧を用いるときは、いかなる場合でもビデオで記録化され、スタッフは安全性が確認された技術の訓練を受け、それを正確に用いること。安全性が確認された技能だけが用いられること。
- ・被收容者は、制圧が解かれた後可能な限り速やかに医療従事者による診察を受けること。
- ・制圧は、それらがリスク評価によって正当化される場合に、正当化される時間のみ用いること。

参照

法執行官による実力と武器の使用に関する基本原則15条
法執行官のための行動要領3条

4 被收容者は、暴力と虐待の不安を感じず、実際に安全であること。

指標

- ・被收容者は、常時安全に管理された状態にあり、もし必要であれば助けを呼ぶ方法について知っていること。
- ・スタッフは、潜在的ないじめに対して敏感であり、あらゆる形態の虐待に立ち向かうこと。
- ・スタッフは、識別票を着用し、許容される基準を下回る行動をする同僚を制止すること。
- ・被收容者は望まない性的な関心から保護されること。
- ・男性、女性及び子どもの被收容者は、関係がない限り、別々に移送されること。
- ・スタッフは、リスクのある成人の保護につき自らの個人あるいは職業人としての責任を認識し、適切なトレーニングを受けること。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)
法執行官のための行動要領2条
世界人権宣言3条

5 自傷や自殺のリスクのある被收容者は、彼ら特有のニーズを示すための個人的で継続的なサポートを受け、援助へのアクセスを妨げられないこと。

指標

- ・個人の行動記録のような、自傷のリスクを管理する効果的な手続が存在すること。
- ・スタッフは、動揺した、あるいは脆弱な者に配慮し、重要な出来事について記録し、必要であれば医療スタッフに迅速にそのことを告げること。送還手続を通して、ケアを継続すること。
- ・全てのスタッフは、自殺防止について十分に訓練をうけ、偶発事故対策及び介入対策

について理解すること。

参照

被拘禁者保護原則1条
法執行官のための行動要領2条、6条
社会権規約12条

6 送還は、と公表された規定に則って執り行われること。被収容者は、法的権利を理解し、法律専門家と自由にコミュニケーションを取れること。

指標

- ・被収容者は、送還についての正確な文書を渡されること、それは最低2営業日を含む72時間前には渡されなければならない、当該被収容者が理解できる言語で書かれていること。
- ・被収容者は、法的な助言に適切なアクセスができること。被収容者は、法律専門家及び家族に対し、施設から送還される時期を伝達することができること。そのために電話とファクスが無料で利用できること。
- ・送還に立ち会っているスタッフは、法律上の要件が適切に守られるよう留意し、送還にあたっては安全配慮義務を尽くすこと。

参照

被拘禁者保護原則13条、14条、17-19条

7 子どもの保護手続は国内法及び国際法に適合していること。スタッフは子どもが安全であることを確保するために国内法及び国際法を理解し、適用すること。

指標

- ・子どもを護送するスタッフは、犯罪に関するより厳密なバックグラウンド・チェックを受けなくてはならず、訓練され、安全確保と子どもの福祉に必要な保護及び擁護を確保する条約上の義務に十分精通していること。
- ・収容されている子どものニーズを十分配慮し、全てのスタッフが理解し、かつ適切なときに行動するための、網羅的な子どもの保護基準が存在すること。
- ・上級スタッフで、その職務を遂行するために適切に訓練を受け経験を積んだ者が、子どもの保護のコーディネータとして存在すること。
- ・同僚ないし管理者による子どもの取り扱い及び管理について懸念を抱いたスタッフがその旨を通告すべき義務を定めた行動規則が備わっていること。

参照

子どもの権利条約3条、19条

尊厳

被收容者は、適正な健康状態のもとで護送され、特有のニーズが把握されること。被收容者は、人道的かつ敬意を持って取り扱われること。

期待される状態

8 被收容者の護送中の健康状態を正常に保つこと。特別なニーズのある者に対してはそのニーズに応えること。

指標

- ・被收容者は、安全で、清潔で、肉体的にも精神的にも苦痛を感じさせない車で移動すること。その車には自らの所持品を収納するのに適切な保管場所があり、女性や子どものニーズに適応できるような緊急用品及び衛生パックを備えていなければならないこと。
- ・妊娠中の女性、乳幼児のいる親、子ども、高齢者や障がいのある被收容者、精神衛生上の問題を抱える者を含む、特別なニーズがある被收容者は、護送中、適切な取り扱いを受け、品位をもって取り扱われること。
- ・被收容者は、可能な限り最小の時間、車もしくは飛行機に留め置かれ、可能な限り待ち時間は短くすること。遅延があった場合には全て説明されること。
- ・飛行機内のシートアレンジは、快適で、旅程の長さに応じて適切であること。被收容者は、リスク評価に従い、機内でも十分な移動の自由が認められること。
- ・護送中、被收容者は水を飲んだり、あるいは軽食に無料でアクセスできること。食物は健康的で、変化に富み、バランスが取れ、多様なニーズに適したものであること。暖かい食事と飲み物が飛行中に提供されること。
- ・被收容者は、清潔で利用できる衛生設備及び洗面設備にアクセスできること。女性の衛生用品が無料で利用できること。おむつとおむつ替えの設備が乳幼児のために利用できること。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)
法執行官のための行動要領2条
子どもの権利条約3条
世界人権宣言3条

9 被收容者は、適切な衣服を持ち、自らの所持品は安全に保管されること。

指標

- ・送還される被收容者は、彼らが連れて行かれる場所の気候に適した着衣を有し、自らの所持品を運ぶのに適したバッグを有していなければならない、もし彼らが適切な着衣及びバッグがなければそれらが無償で提供されること。
- ・被收容者の所持品は、安全に保管され、所持品やお金についての不安はどんなものでも慎重な配慮をもって対処されること。

- ・被収容者の希望に応じて、リスク評価に従い、被収容者自身が現金と貴重品を携行できること。
- ・被収容者には飛行中に毛布と枕が提供されること。

参照

被拘禁者保護原則1条

10 被収容者は、人道的に、敬意を持って取り扱われ、護送スタッフは積極的に彼らと交流すること。

指標

- ・スタッフは、礼儀正しく、積極的に被収容者と交流し、呼んで欲しい名前を用い、被収容者に対して言ったことが理解できているか点検すること。
- ・スタッフは、ストレスや心配を増したり、悩みの原因となるような不適切な言動をしないこと。
- ・スタッフは、常に被収容者と積極的に関わり、スタッフと被収容者の交流が奨励されること。
- ・スタッフは、被収容者の国籍及びその第一言語と他の言語についてしっかり把握し、スタッフのことを理解してもらうように心がけ、被収容者が言いたいことを理解すること。
- ・必要なところでは、被収容者の言葉で、手続と今後の予定について、重要な情報が提供されること。

参照

被拘禁者保護原則1条、13条、14条
法執行官のための行動要領2条
自由権規約10条(1)

11 全てのスタッフは、違法な差別の排除と平等の促進に向けて効果的な働きをすること。

指標

- ・管理者とスタッフは、全ての民族、国籍、文化及びその他の多様なグループに対する理解を促進し、敬意を表すること。スタッフや被収容者による不適切な言動や振る舞いに対しては厳重に対処すること。
- ・日本語を流暢に話せない被収容者と効果的なコミュニケーションを確立するために、必要であれば適切な能力を備えた通訳人が利用されること。
- ・特別なニーズのある被収容者は、それに応じた適切な取り扱いを受けること。
- ・スタッフは、多様性の問題について訓練を受けること。
- ・被収容者は、可能である限り、自身の宗教を実践できること。

参照

被拘禁者保護原則1条、14条
法執行官のための行動要領2条
女性差別撤廃条約2条
人種差別撤廃条約2条
障害者の権利に関する条約4条、5条
国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言4条、5条

ヨーロッパ人権条約9条

12 効果的な苦情申立のシステムが存在すること。

指標

- ・被収容者は、護送中及び目的地に到着した後に、苦情を提出することができること。これには匿名の苦情を含む。彼らはその方法について情報提供を受け、手続について助言を受け、必要であればスタッフによって援助を受けること。
- ・彼らがどこにいるかに関わらず、被収容者が意見もしくは苦情に対する迅速な返答を受けるためにあらゆる努力が払われること。

参照

被拘禁者保護原則33条

13 被収容者の健康上のニーズは充足されること。

指標

- ・全ての被収容者は、適切な資格を有するスタッフによる迅速な医療サービスへのアクセスができること。そして、重大な健康上のニーズがある被収容者は医療従事者にアクセスできること。
- ・護送中に薬を服用する必要がある被収容者は、そのように出来ること。
- ・医療上の情報が、ケアの継続を確保するために適切に共有されること。
- ・被収容者は、送還前に、彼らが将来かかる臨床医に対する手紙（医療記録）を提供されること。

参照

被拘禁者保護原則24条

法執行官のための行動要領6条

社会権規約12条

医療倫理原則1条

再統合に向けた準備

被收容者について、到着後の初期段階の準備がされること。目的国における受け入れがたい扱いに対しては、いかなるものであれ、適切に対処すること。

期待される状態

14 被收容者は、到着後の初期段階の準備について援助を受け、到着はできるだけスムーズかつ将来を見据えた建設的な対応がなされること。

指標

- ・被收容者は、目的地の国に関する情報を与えられること。これは自立する手段を持たない者や、その国に家族や友人がいない者が受けられる援助の情報を含む。そのような情報は送還前にも与えられ、被收容者は、支援者にコンタクトすることについて援助を受けること。
- ・再統合について被收容者が不安を漏らしたときは、速やかに管理者に伝達し、管理者は適切な情報と助言を与えること。
- ・護送スタッフは、受け入れ国の当局者と連絡を取り、引継ぎの調整を確実に行之、その調整内容について護送責任者に伝えること。
- ・最終的な上陸は、穏やかに、同意された手続に従って執り行われること。

参照

被拘禁者保護原則1条、13条、14条、19条

法執行官のための行動要領6条

Mubilanzila Mayeka and Kaniki Mitunga v Belgium事件におけるヨーロッパ人権裁判所判決

15 スタッフは、上陸時に引受をした相手国関係者によって、被收容者を怖がらせたり、虐待したり、あるいは受け入れがたい行動がされたのを目撃したときには、適切に対処すること。

指標

- ・受け入れがたい行動は、どんなものでも、明白に記録化されること。
- ・被收容者の意見・要望を代弁するメカニズムが存在すること。
- ・被收容者自らが苦情申立ができないときには、入管職員がこれに変わって苦情申立ができるメカニズムが存在すること。

参照

被拘禁者保護原則1条、33条

法執行官のための行動要領6条

世界人権宣言3条

エクスペクテイションズ(期待される状態)

セクション7:家族の収容

安全

護送車及び移動

到着

いじめ及び個人の安全

自傷行為及び自殺の防止

安全保護(リスクある成人の保護)

子どもの安全保護

実力行使及び単独隔離

法的権利

案件管理

尊厳

居住設備

積極的な関係

平等及び多様性

信仰及び宗教活動

苦情

医療部門

食事

活動

送還及び解放の準備

安全

護送車及び移動

護送される家族は、安全かつ適切に、効率的に取り扱われること。子どもの特別なニーズに対して適切な関心が払われること。

期待される状態

1 家族は、護送中、適切な環境で移動し、敬意をもって取り扱われること。

指標

- ・護送スタッフは、被収容者に対して、礼儀正しく、敬意を持った態度をとり、子どもと家族の特別なニーズについて知ること。護送中に自らの子どもの世話をするために必要な物品を親が所持できるよう保障すること。
- ・家族が車内にいる時間は必要最小限度であること。
- ・護送されている家族は、乳幼児と子どものニーズに見合った十分な軽食と適切な休憩を提供されること。収容及び移動の記録を適切に行うこと。
- ・家族を夜間に移動させるのは例外的な状況のときのみ許されること。
- ・家族は、安全で、確実で、清潔で、肉体的にも精神的にも苦痛を感じさせない車で護送されること。その車にはその所持品を収納するのに適切な保管場所があり、女性と子どものニーズに適応できるような緊急用品及び衛生パックを備えていなければならないこと。
- ・護送スタッフは、家族が食事の時間に適切な食事と飲み物を取れることを保障すること。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)
法執行官のための行動要領2条
子どもの権利条約3条、5条

2 家族は護送中常に安全であり、その特有のニーズは認識され、適切な注意が払われること。

指標

- ・家族は一緒に移動させられること。家族関係が無い者と家族とは、別々に移送されること。
- ・子どもの恐怖と不安は、護送スタッフによって認識され、親が子どもに苦痛を感じないようにし、不安を取り払うことについての援助を適切に行うこと。
- ・妊娠中の女性や、乳幼児、子どものいる女性、障害のある被収容者のような特別なニーズのある被収容者を移送するためには、尊厳ある対応を行い、適切な車が使われること。
- ・子どもを護送するスタッフは厳密な前科・前歴のチェックを受けなくてはならず、訓練され、安全確保と子どもの福祉に必要な保護及び擁護を確保する条約上の義務につ

いて十分認識していること。

- ・特有のニーズ及びリスクに関する情報は、収容施設間で共有され、護送スタッフにも知られること。
- ・被収容者が護送中に薬を服用する必要がある場合には、それができるようにすること。
- ・拘束は、例外的な状況で大人に対してのみ使用することが許され、その使用にあたっては、拘束手段の使用及びこれに関連する一切の行動による子どもへの影響が考慮されること。
- ・入国管理局は、収容に先立ち、子ども及び家族の関連する背景情報を収集し、護送スタッフに利用できるようにすること。
- ・スタッフは、家族に対し、移送の準備のため、適切な服を着たり、重要な所持品を取りそろえるために相当な時間を与えること。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)
法執行官のための行動要領2条、3条
子どもの権利条約3条、5条、37条(c)
世界人権宣言3条、16条(3)

3 家族は、彼らがどこに移送されるのか、移送先でどのようなことがあるのかを理解すること。

指標

- ・家族は、理解できる言語で、計画されている移動についての相当な通知とその理由を告げられること。収容された家族は、外部にいる彼らの家族や法律専門家に対して電話をする機会を有すること。
- ・親は、可能な限り、子どもの恐怖と不安を最小限にするために今後の予定について説明をする時間が与えられること。
- ・被収容者は、彼らが理解できる方法と言語で情報を与えられること。

参照

被拘禁者保護原則13条、14条、16条、18条、19条
弁護士の役割に関する基本原則8条
子どもの権利条約5条

到着

家族は、施設到着時に、敬意をもって取り扱われ、正式な文書を受け取り、安全かつ適切な環境のもとで留め置かれること。

期待される状態

4 家族は、施設到着のときに、安全に感じ、かつ、実際に安全であること。

指標

- ・家族は、適切な環境のもとで到着時に迅速にニーズ評価を受けること。親は、到着時に、子ども達を肉体的にも精神的にも苦痛がない状態にし、安心させるために子どもと一緒にいる時間を許されること。
- ・日本語が流暢ではない者のために通訳が利用されること。

参照

被拘禁者保護原則2条、14条、24条
 子どもの権利条約3条
 世界人権宣言3条

5 家族は、施設に着いたとき敬意ある取り扱いを受けること。

指標

- ・施設のスタッフは、家族について予め詳細な知識を有し、彼らについて個別に対応した受け入れ体制を準備する段取りをすること。
- ・家族は、清潔で管理され、その目的に即した受入エリアに迅速に受け入れられること。
- ・親が子どもを落ち着かせ安心させるための時間を過ごすことができる、区別されたエリアが存在すること。
- ・家族は、施設において丁重に挨拶されること。スタッフは被収容者の国籍とその第一言語及び他の使用言語を確認すること。
- ・不安を抱えた子どもに従事するため訓練されたスタッフが存在すること。
- ・検査は敬意をもって行われ、最低限度を保つこと。スタッフの男女比は被収容者を受け入れ、検査手続を行うのに適切なものであること。
- ・翻訳された情報が告示、本及びDVDの形態で提供され、施設及び手続の詳細が提供されること。通訳は必要に応じて提供されること。
- ・被収容者は、到着後すぐにシャワーを浴びられること。もし必要であれば、清潔な衣服が提供されること。
- ・家族は、受け入れ時に秘密の無料の電話ができること。
- ・家族は、到着時に飲み物と適切な食事が提供されること。
- ・親は、自らの子どもに与える必要があるものを提供されること。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)、13条、14条、19条
 法執行官のための行動要領2条
 子どもの権利条約3条、5条、16条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言4条
ヨーロッパ人権条約8条

6 被収容者は、到着時及び収容中、十分にサポートされること。

指標

- ・家族は、個々の特性、状態に応じた迅速な援助（医療に限らない）を受けられること。
- ・居住ユニットには全スタッフの顔写真と名前、地位を表示しておくこと。全てのスタッフは、その名前と地位がはっきり表示された識別票を身につけること。
- ・被収容者のニーズについての情報は、スタッフ間で慎重に伝えられること。
- ・スタッフは、収容中可能な限り子ども達の日課を維持できるようにするため、親に確認をすること。
- ・家族は、家族単位での独立した生活を奨励され、それができるような環境を整備すること。
- ・親は、子ども達の世話をするよう奨励され、それができるような環境を整備すること。
- ・家族は、施設の日課と、収容に適応する一助となる利用可能なサービスにアクセスする方法について理解すること。
- ・家族が収容施設で迎えた最初の夜中、スタッフは適切なサポートを提供すること。
- ・被収容者は、到着時に基本的な洗面化粧品を得られるようにすること。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)、13条、14条
法執行官のための行動要領2条
子どもの権利条約5条

いじめ及び個人の安全

家族は、いじめや虐待から安全に感じ、かつ実際に安全であること。

期待される状態

7 家族は他の被収容者及びスタッフから安全に感じ、かつ実際に安全であること。

指標

- ・スタッフは、被収容者が子どもに及ぼしかねない危険を認識し、十分に評価し、適切に管理するためのシステムが適切に存在すること。
- ・スタッフは、潜在的ないじめとあらゆる形態の虐待について敏感であること。
- ・スタッフは、受け入れがたい行動に対して立ち向かい、その改善に取り組むこと。
- ・入管職員は、監督により、施設の全てのエリアで被収容者に保護を与えること。
- ・被収容者は、入管職員もしくは他の被収容者によるセクシャル・ハラスメントを受けないように保護されること。

参照

法執行官のための行動要領2条

子どもの権利条約19条

世界人権宣言3条

自傷及び自殺の防止

施設は、自傷及び自殺のリスクを減少させる安全な環境を提供すること。

期待される状態

8 家族は、他の被収容者及びスタッフから安全に感じ、かつ実際に安全であること。

指標

- ・自傷のリスクを管理する効果的かつ多角的な手続が存在すること。
- ・家族に自傷のリスクがあるときには、スタッフは子どもに及ぼうる危険の防止について、十分配慮すること。
- ・全てのスタッフは、自殺防止のための継続的な訓練を十分に受けること。
- ・十分なトレーニングを受けた、あらゆる自傷事件に対応するためのスタッフが、男女ともに存在すること。
- ・被収容者は、送還が迫っているときのような、リスクの高いときに監視されること。
- ・自傷事件は、いかなる傾向があるかを見極め、防止対策を実行するために、定期的な間隔で、綿密な監視と分析がされること。深刻な事件については、どのような教訓が得られるかを見極め、良好な実践を促進するために、適切な調査がされること。
- ・食事を取らなかった場合は、スタッフは拒食の可能性を警戒し、深刻に受け止めること。
- ・スタッフは紐を切るためのナイフを常時持ち歩くこと。
- ・自傷の危機管理のために、分離や隔離の条件を用いないこと。

参照

法執行官のための行動要領2条、6条
世界人権宣言3条

安全保護(リスクある成人の保護)

施設は、全ての被収容者、特に脆弱性のある者に対して福利を促進すること。そして彼らをあらゆる種類の危害と放置から守ること。

期待される状態

9 被収容者、特に脆弱性のある成人には、危険と放置から守られる、安全で安心な環境が提供されること。彼らは安全で効果的なケアと援助を受けること。

指標

- ・被収容者の直面しうる危険性若しくはハンディキャップが的確に認識され、無視されないこと。
- ・虐待があったとの申出がなされ、あるいは虐待の発生が疑われる場合には、被収容者を保護するため、即時に適切な行動が取られること。
- ・被収容者について保護やサポートの必要性があると評価された場合、これに対処するため個別の保護プランが策定され、実施されること。
- ・スタッフは、脆弱性のある者（成人）を保護する自らの個別的・職業的責任を認識し、適切な訓練を受けること。
- ・スタッフは、必要な法令に則った採用及び選抜の手続を経ること。

参照

拷問等禁止条約11条、12条、16条
法執行官のための行動要領2条、6条
世界人権宣言3条

子どもの安全保護

施設は、子ども、特に最もリスクのある子どもの福利を促進し、彼らをあらゆる種類の危害や放置から守ること。

期待される状態

10 子ども達は、彼らを危害や放置から守る安全で安心な環境を提供され、安全を確保し、効果的なケアとサポートを追求するサービスを楽しむこと。

指標

- 子どもの福利は、収容に関連するあらゆる判断において最優先に位置づけること。
- 子どもと接触する全てのスタッフは、適切に審査され、訓練を受けること。
- 収容されている子どもの数、年齢及び期間について定期的なモニタリングがされること。
- スタッフは、子どもの不安について敏感であり、適切かつ専門的なサポートが提供されること。家族は適切に関わりを持ち、自らの子どものサポート及び保護の資源として用いられること。
- 児童相談所等子どもの保護に責任を有する期間と施設との間に継続した関係が明白に存在すること。
- 施設は、収容中の子どももしくは若年者に対する重大な危害を加えた事件の後に、あらゆる外部の独立機関によってなされた評価や要求を十分遵守すること。

参照

子どもの権利条約3条、5条、19条

子どもの保護

11 子どもと若年者は、成人や他の子ども、若年者による虐待から保護されること。

指標

- ・網羅的な子どもの保護施策とガイダンスが適切に存在すること。
- ・スタッフの中の上級者であり、この職務を実践するのに適切に訓練され、経験を積んだ子どもの保護のためのコーディネーターが存在すること。
- ・正確かつ最新の情報が施設に予め提供されること。
- ・スタッフは、子どもの取り扱い及び管理に関連して、同僚の行動について関心を持ち、必要に応じて是正を促すこと。スタッフが、自信を持って、安全にこのような対応ができるような体制を整えること。
- ・虐待が主張されたり、あるいは起こる疑いがある場合には、子どもを保護し、サポートするために迅速かつ適切な行動が取られること。
- ・スタッフのメンバーによる子どもへの虐待についての主張があった場合には、いかなる場合でも、その役割が明確に定められた、現地当局の担当職員が担当し、対処すること。
- ・施設は、広範囲なセラピー、カウンセリング及び助言のサービスを、直接もしくは外部の提供者を通じて提供すること。これは、あらゆる形態の虐待を受けた子どもにとって利用可能なものであること。
- ・スタッフは、子どもや若年者が虐待を受けたという訴えをしてきた場合の対応方法について特別な訓練を受けること。スタッフは、その訴えを受けた後、継続的に施設からの監督とサポートを提供されること。
- ・全ての虐待の主張について、客観的に申立を取り扱うことのできる専門知識と独立性を有する1人以上の上級者によって保障された、確かな質の強力なチェックアンドバランスシステムが存在すること。
- ・子ども保護のためのデータベースを作成し、そこには、全ての子どもに関する調査結果、調査未了の場合は最新の経過について記録がされること。当該データベースは、担当上級職員が必要な場合にアクセスすることができる程度の秘密保持がされること。

参照

拷問等禁止条約12条、16条

子どもの権利条約3条、19条、39条

実力行使及び単独隔離

実力行使は、最後の手段として、正当な理由がある場合のみ用いることができること。被収容者が隔離されるのは可能な限り最短の期間であり、適切な居住設備においてされること。施設の懲罰手続は子どもには適用されないこと。

期待される状態

12 被収容者は、正当な理由がある場合に、最後の手段として、かつ必要最低限の時間のみの実力行使を受けること。被収容者の懲罰手続は、子どもには適用されないこと。

指標

- ・実力行使は、例外的な場合のみ、子どもがそれを目撃した場合の影響について十分留意をした上で行われること。もし子どもの前で行われる場合には、子どもへの影響は、迅速かつ適切に評価され、記録されること。
- ・実力行使は、厳格な管理を受けること。
- ・被収容者及び法律専門家は、速やかに、彼らに対して実力行使がされた所でスタッフが所持する事件の記録にアクセスできること。
- ・全てのスタッフは、訓練され、興奮を静めるテクニックを促されること。
- ・あらゆる実力行使は、適切に権限が与えられたものであり、ビデオで正確かつ網羅的に記録され、効果的なモニターがされること。
- ・制圧は、文書化され、スタッフはこれらの手続について訓練を受け、事後的に入国者収容所等視察委員会による調査がされること。
- ・手錠は、それらの使用を正当化する証拠があり、かつ適切な権限がある場合のみに使用すること。
- ・制圧を受けた被収容者は、制圧から解かれた後なるべく早くに、医療部門のスタッフのメンバーによる診察を受けること。彼らは、あらゆる傷について保健スタッフに写真を撮るよう要求でき、それを迅速に行う援助を受けられること。
- ・実力行使が予期される場合は、ビデオカメラが準備され、実力行使の様子が記録されること。
- ・送還に抵抗する子どもの取り扱いに関する準則を定め、それは常に更新され、公開されること。
- ・子どもに対する実力行使は、子どもを保護するため、もしくは緊急の危害から他人を守るため以外には許されないこと。そのような状況でも、公に承認された技術のみが用いられること。
- ・隔離措置は、可能な限り最短の期間、適切な居住施設内においてのみ許されること。隔離を受けた場合でも、被収容者は電話にアクセスでき、一般人・法律専門家と面会することができること。宗教の聖職者、福祉スタッフとも面会できること。彼らは、その肉体的、心情的、精神的な健康についてモニターを綿密に受けること。スタッフは正確な記録をつけ続けること。

参照

被拘禁者保護原則5条(2)

法執行官による実力と武器の使用に関する基本原則15条

法執行官のための行動要領3条

子どもの権利条約3条

法的権利

被収容者は、自らの収容に関して十分な情報を与えられ、理解すること。被収容者は、自らの法的権利を自由に行使することについて、施設のスタッフによってサポートされること。

期待される状態

13 被収容者は、施設のスタッフによって、自らの法的権利を自由に行使するためのサポートを受けること。

指標

- ・被収容者は、自らの法的手続に関連する文書を手元に留めることができること。
- ・被収容者は、その理解できる言語で、迅速に適切な法的アドバイスを受け、代理人を依頼することができること。
- ・被収容者は、法律専門家に、自由にコンタクトできること。
- ・被収容者は、法律専門家に対して、無料でファクスを送信できること。
- ・法律専門家との面会を秘密で行うための適切な設備が提供されること。
- ・法律専門家は、自身のノートパソコン、タブレット端末等や携帯電話に施設内でアクセスできること。
- ・法律家との面会や入管によるインタビューの間に利用できる、適切な保育設備が存在すること。

参照

被拘禁者保護原則11条、13条、14条、17条、18条
弁護士役割に関する基本原則2条、7条、8条

案件管理

収容は、明白に関連する個人的な理由に基づき行われること。収容は、必要最小限の期間に限ること。

期待される状態

14 被収容者は、なぜ彼らが収容されたか理解すること。理由は明白に伝えられ、収容継続の可否について効果的な見直しがされること。

指標

- ・被収容者は、彼らが理解できる言語で、自らの収容についての個別の理由を書いたものを受け取ること。
- ・入国管理局は、被収容者の理解できる言語で被収容者の地位及び権利について説明をし、彼らのケースの進捗状況についての情報を更新し続けること。

参照

被拘禁者保護原則13条、14条

15 収容は必要最小限の期間に留め、被収容者はケースの進展について情報提供され続けること。

指標

- ・案件管理は、迅速に進展されること。被収容者は、誰が入国管理局の事件担当者であるかを知り、進展について継続して情報提供を受けること。
- ・被収容者が、彼ら自身のことを十分に表現し、自らの権利及びあらゆる重要な決定を理解するために、スタッフとの面談の際には、通訳が常に利用できること。
- ・子どもは例外的な状況下、可能な限り最短の時間のみ収容されること。子どもの個別の福利上のニーズは、収容すべきかどうかの時点及びその後の収容期間を通じて最優先に考慮されること。

参照

被拘禁者保護原則1条、13条、14条
子どもの権利条約3条、37条(b)

尊厳

住居

家族は、安全で、清潔で上品な、そのニーズに適した環境に居住すること。

期待される状態

16 被収容者の居住施設は、修繕が施された良好な状態で、その目的にかなった、清潔で良好な環境のものであること。

指標

- ・居住区と全ての交流エリアは、明るく、良く装飾され、子どもにとって親しみやすく、適切に修繕された状態であること。
- ・居住区は、適度に冷暖房がされ、換気がされていること。
- ・居住施設は、乳幼児がいる家族を含む家族の住居及び家事のニーズをまかなえるよう十分な設備が備えられ、適切にデザインされること。
- ・家族は、常時、適切にメンテナンスがされた下水設備、洗面設備及び飲料水へのアクセスができること。
- ・女性は、生理用品を無料で入手でき、乳幼児のおむつ替え設備があること。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)
自由権規約10条(1)

17 家族は、居室と共用スペースのいずれでも安全に感じ、かつ実際にも安全であること。

指標

- ・家族は、個々の家族のメンバーが18歳を超えている場合であっても一緒にされること。
- ・全ての被収容者は、緊急時に容易かつ迅速にスタッフによる対応を求められること。
- ・被収容者は、居室の鍵を持っていること。
- ・被収容者は、期待される行動基準を知っていること。
- ・家族は、その状況に見合った安全な環境に住むことができること。

参照

世界人権宣言3条

18 倉庫に入れられている家族の所持品は安全に保管され、要望があればその所持品にすぐにアクセスできること。

指標

- ・家族は、安全なエリアに貴重品及び他の所持品を保管することを許されること。
- ・携帯できる所持品と許される貯蔵量は、個人のニーズを考慮して決められること。

- ・収容施設が保管していた服や所持品が紛失した場合には、被収容者に対して公正な賠償がされること。

参照

ヨーロッパ人権条約選択議定書1条(1)

積極的な関係

家族は、全てのスタッフから、敬意と、その状況の不安定さ及び文化的な背景について適切な関心を払われて取り扱われること。

期待される状態

19 家族は、常にその尊厳に対する慈愛と敬意を持って取り扱われること。被収容者とスタッフとの関係はポジティブで礼儀正しいものであること。

指標

- ・スタッフの被収容者への対応は、公平で礼儀正しいものであること。
- ・スタッフは、自身の義務を果たすことで、人としての範たること。
- ・スタッフは、新たな家族に対して自己紹介をし、スタッフの名前と地位がはっきり表示された識別票を身につけること。被収容者のニーズについての情報はスタッフ間で細心の注意を持って伝えられること。
- ・スタッフは、常に被収容者と積極的に関わること。
- ・スタッフは、子ども達の親の希望に十分な敬意を払って、子ども達と適切に交流すること。

参照

被拘禁者保護原則1条
法執行官のための行動要領2条
子どもの権利条約3条、37条(c)
自由権規約10条(1)

平等及び多様性

家族の多様な背景及び異なる文化的背景について理解があること。それぞれ保護された特性について特有のニーズが認識され、焦点が当てられること。この特性には、人種、国籍、宗教、障がい、性別、性転換、性的指向及び年齢、妊娠を含む。

期待される状態

20 スタッフは、保護されるべき明確な特性のいずれにも、敬意と尊厳をもって、認識され取り組まれる敬意ある安全な環境を促進すること。

指標

- ・全ての保護されるべき特性は、グループの人数にかかわらず、認識され、焦点を当てられること。
- ・妊娠中の女性、高齢者、障がいのある人のような、特別なニーズのある被収容者及び面会者は彼ら特有のニーズに適切な敬意を払って取り扱われること。
- ・スタッフは、平等及び多様性の問題について訓練を受け、家族の背景について知ること。
- ・被収容者は、いかなる差別の事態についても苦情を申し立てることができ、申立についてスタッフによる援助を受けられること。
- ・管理者とスタッフは、全ての民族、国籍、文化及び他の多様なグループについての理解を促進し、敬意をあらわすこと。スタッフ、面会者、もしくは被収容者による不適切な言葉や振る舞いは是正されるべきこと。
- ・施設内において履行されている全ての施策について、平等にされているかどうかの評価が行われること。
- ・日本語が流暢ではない被収容者のためにプロの通訳人が利用されること。

参照

被拘禁者保護原則1条、5条(2)、33条

女性差別撤廃条約2条

人種差別撤廃条約7条

障害者の権利に関する条約4条、5条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言4条

世界人権宣言3条

信仰及び宗教活動

家族は、自らの宗教を十分かつ安全に実践できること。

期待される状態

21 家族は、十分かつ安全に宗教の実践ができること。異なる宗教の信仰は認識され、尊重されること。

指標

- ・家族は、その宗教を実践し、通常の宗教用具が入手できること。
- ・家族は、宗教指導者及び様々な宗教儀式に対応できる部屋にアクセスできること。
- ・被収容者、面会者の身体検査及び所持品検査は、宗教的かつ文化的に慎重な態度をもって実施されること。

参照

被拘禁者保護原則5条(2)

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言4条

ヨーロッパ人権条約9条

苦情

効果的な苦情申立手続が家族のために適切に存在すること。

期待される状態

22 情申立手続では、家族の秘密が守られ、それは効果的で、時期に適ったものであり、家族によく理解されていること。

指標

- 適切な言語によって公表された苦情申立手続が存在すること
- 被収容者はいつでも施設の長、法務大臣、入国者収容所等視察委員会に対して、秘密に苦情申立できること。
- 子どもが苦情申立をすることができるような適切な調整がなされること。
- 苦情申立の書式は、被収容者が理解できる言語のものが自由に入手できること。
- 公式な苦情は、迅速に対応されること。これには解決策もしくは将来のアクションについての包括的な説明のいずれかが伴うこと。苦情はモニターされること。
- 回答は、苦情申立に用いられた言語で伝えられること。
- 施設を去った家族に回答を伝えるために関係諸機関が協力すること。

参照

- 被拘禁者保護原則13条、14条、33条

医療部門

医療部門は、収容期間中、家族の健康上のニーズを評価し、健康の維持と解放時の社会的なケアを促進すること。医療部門は、被収容者が故国を追われた人物であり、かつ、トラウマを経験した可能性があることに起因する被収容者特有のニーズを認識すること。提供される健康に関するサービスの標準は、施設外の一般社会内でも受けられることが期待できるものと同等であること。

期待される状態

23 医療部門は、収容されている親と子どもの特別な健康上のニーズを評価し、向き合い、解放後も健康及び社会的な支援を受け続けることを促進すること。

指標

- ・ 家族は、迅速に身体面及び精神面における初期診療を受けられること。必要なときには、より高度な医療機関による診療を受けられること。
- ・ 医療部門スタッフは、受入時に家族の医療上のニーズを評価し、医療サービスはその評価に基づいて行われること。
- ・ 医療管理の計画が適切であり、それにはスタッフの管理と説明責任に関する事項が含まれていること。
- ・ 医療部門スタッフは、子どものケアをするための十分な知識と資格を有すること。
- ・ スタッフは、トラウマ、拷問その他の収容の適合性に影響する可能性のある健康上の問題のあらゆる兆候について認識し、取り扱い、報告をするよう訓練されること。
- ・ 家族は、到着時に、迅速に医療部門スタッフによって検査されること。必要なときには、彼らは24時間以内に医師にアクセスできること。
- ・ 被収容者は、医療上の助言によって継続すべきではないとされない限り、既に処方されている薬を利用し続けられること。
- ・ 精神衛生上の問題を抱える被収容者は、もし診察上兆候があれば、より高度な専門家による治療を受けられること。
- ・ 薬物の使用は、適切に識別され、評価され、取り扱われるべきこと。

参照

子どもの権利条約3条(3)、24条
 社会権規約12条
 医療倫理原則1条

食事

家族は、その固有の要求に見合った多様な食事を提供されること。

期待される状態

24 成人と子どもは、宗教、文化その他の特有の食事の要求を含む、彼ら特有のニーズに見合った、多様で、健康的でバランスの取れた食事を取れること。

指標

- 毎日少なくとも1回はしっかり調理された食事が出されること。
- 食事は、子どもや若年者を含む家族の多様なニーズに適した、健康的で、多様で、バランスのとれたものであること。
- 被収容者は、メニューに載っているものを理解できること。
- 小さい乳児のいる女性は、ベビーフードと粉ミルクが入手できること。
- 軽食と温かい飲み物、冷たい飲み物が自由に入手できること。
- 夜遅く到着したり、解放される家族や妊娠中の女性のために、適切な追加の食事が提供されること。
- 被収容者は彼ら自身の言語で食物に対する苦情を出すことができ、これらの苦情は定期的に施設の長により確認・対応されること。
- 食物を取り扱う全てのエリアは、適切な設備があり、良く管理されていること。
- 家族と一緒に食事を取れること。

参照

被拘禁者保護原則1条

国籍又は民族、宗教及び言語的マイノリティの権利に関する宣言4条

ヨーロッパ人権条約9条

活動

施設は、被収容者の精神的、身体的な健康を維持し、促進するための活動を奨励すること。

期待される状態

25 家族は、そのニーズに見合った活動及び設備に定期的にアクセスできること。

指標

- ・ 家族は施設内を自由に移動できること。
- ・ 活動及び設備は、子どもと大人にとって身体的、精神的に刺激を与えるものであること。
- ・ 被収容者は、一定範囲の言語による本及び新聞、そしてテレビとDVDにアクセスできること。
- ・ 適切かつ実現可能なところでは、全ての年代の子どもに対して適切な活動が提供されること。これには運動、遊ぶ機会、屋外へのアクセス、そして教育を含む。
- ・ フィットネスの提供は、安全で、全ての被収容者のニーズに見合うものであること。

参照

被拘禁者保護原則1条、28条
子どもの権利条約28条、31条

送還及び解放の準備

家族は、外部の世界とコンタクトを持続することができ、解放、移動及び送還の準備することができること。家族は所有物を手元に置くか返還を受けられること。子どものいる家族や特定のニーズのある者が収容される場合には、その福利にとって重要な物品の所持が必ず許されること。

期待される状態

26 家族は、外部の者と面会することができ、あらゆる通信手段に容易にアクセスすることにより、外部の世界とのコンタクトを維持できること。

指標

- ・ 常時電話を十分に利用できること。
- ・ 被収容者は、国際電話ができること。
- ・ 被収容者は、ファクスの送受信ができること。
- ・ 被収容者はEメールを利用することができ、コミュニケーションと情報収集のために、必要最小限度の閲覧制限がされたインターネットアクセスができること。
- ・ 家族への面会は毎日可能であること。面会者は、敬意をもって取り扱われ、セキュリティ・チェックは最低限であること。面会者は、被収容者に物品を送付できること。

参照

被拘禁者保護原則19条

27 家族の福利上のニーズに見合った対応がされること。彼らは収容に起因する実際上の問題と、解放、移動及び送還の準備について援助を受けること。

指標

- ・ 被収容者の収容中の福利上のニーズ及び不安に焦点を当てるための組織的な体制が整っていること。
- ・ 入管職員は、家族の送還について準備をし、法律専門家と相談するための適切な時間と設備が提供されることを確保すること。
- ・ 被収容者は、法律専門家及び家族に、彼らが施設から解放、移動もしくは送還される時期について無料で情報を提供できること。
- ・ 送還される家族は、送還先における援助提供者について情報提供をされること。

参照

被拘禁者保護原則1条、13条、14条、17-19条

28 送還もしくは解放される家族は、慎重かつ人道的に取り扱われること。家族は所有物を手元に置きもしくは返還を受けられること。

指標

- ・ 送還もしくは解放は、慎重かつ人道的に取り扱われること。

- ・脆弱な、または自傷のリスクがあり、もしくは粗暴だとみなされている被収容者について、特有のリスク評価と、適切なときには援助計画が存在すること。
- ・所有物は返還され、もし必要であれば、日本国内における身辺整理の援助が受けられるようなシステムが存在すること。
- ・送還される家族は、行き先の気候に適した基本的な衣服と所持品を運ぶのに適当なバッグを所持すること。
- ・被収容者が送還中に虐待をされたと主張した場合で、医学上の証拠による裏付けがあるときには、事件は徹底的に調査され、その目的のために、送還は延期されること。
- ・家族が最終目的地に安全に到着する手段が提供されること。

参照

被拘禁者保護原則1条

拷問等禁止条約12条、16条

子どもの権利条約37条(c)

ヨーロッパ人権条約選択議定書1条(1)

社会権規約12条

自由権規約10条(1)

